

部落解放研究第 52 回倉吉市集会

「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざして」

【記 録 集】

～多様な人権課題を通して、人々がつながり合うことの大切さをあらためて考える～



- ◆ と き 2024 年8月 18 日(日)10:00～15:00
- ◆ と ころ エースパック未来中心・倉吉交流プラザ

主催 部落解放研究第 52 回倉吉市集会実行委員会

目 次

1	主催者あいさつ	1
2	開催要項	2
3	日 程	4
4	基調提案	5
5	市集会の歩み	8
6	女性集会の歩み	10
7	全 体 会	11
8	分 科 会	
	分科会発表者一覧	31
	第 1 分科会	32
	第 2 分科会	36
	第 3 分科会	42
	第 4 分科会	46
	第 5 分科会	54
8	集会アピール	61

主 催 者 あ い さ つ

部落解放研究第 52 回倉吉市集会

実行委員長 広田 一恭

本日、部落解放研究第 52 回倉吉市集会を開催しましたところ、ご来賓の方々をはじめ多数の皆様のご参加をいただき、盛大に開催出来ますことを大変嬉しく思います。実行委員をはじめ関係者の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げます。

さて、本集会は 1973(昭和 48)年に部落解放研究第 1 回倉吉市集会を開催以来、部落問題の解消を中心課題に据え様々な人権課題の解消も視野に入れ、「市民集会」として幅広く教育研究や啓発活動の実践に大きな成果を上げて来たところです。

また、本市では、第 6 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画のもと、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまち」を基本理念に掲げ、「人権教育・同和教育の推進」、「人権啓発の推進」、「相談・支援体制の充実」の 3 つの推進方針を定め、様々な具体的施策を講じながら、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めているところです。

市民の皆様のご協力とご支援をいただき、協働して、同和問題をはじめあらゆる人権問題解消のための人権施策の確立をめざしていききたいと思います。

本日の分科会や講演会で、「皆さんと話し合ってよかった」と思える研究集会となりますよう、また、我がまち倉吉が、より一層豊かに発展しますよう祈念し、主催者を代表しての挨拶といたします。

部落解放研究第52回倉吉市集会 開催要項

1 目 的

私たちは、人権尊重の社会を目指して、日々の暮らしの中にある様々な人権課題の掘り起こしと課題解決への学習を積み重ねてきました。しかし、コロナ禍によって人々のつながりは以前に増して一層希薄となり、日常生活での人権課題の共有化も進まず、むしろ沈静化した以後に人権課題の拡大や深刻さが露呈しています。

2016年以降には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法、アイヌ民族支援法などが成立し、法の周知とその差別解消に向けた施策の具体化が進められてきました。それら法の一定の成果はありましたが、日々の生活や意識の中に活かし切れていません。インターネットやSNSを悪用した差別事象も拡大され、LGBTQ・アイヌ民族・在日コリアンなど特定の少数者へのヘイトを繰り返す公人も散見されます。社会全般にヘイトクライム（憎悪犯罪）やいじめが常態化し悪化しているのではないのでしょうか。また、社会生活の「当たり前」とされている考え方や状態があらゆる差別を下支えしていることも明らかになってきており、複合的差別への問題も指摘されています。コロナ禍以前に気づかなかったことが露呈してきていることを、今私たちが一番に考えなければならないことだといえます。

あらゆる世代が今日の人権問題を正しく理解し、自らの問題と捉え行動する視点に立った学習の場が今こそ求められています。本集会は、コロナ禍で失うことの多かった「人とのつながり」と「共有」を取り戻し、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくり、一人も取り残さないまちづくりを進めるため、参加者一人ひとりが自分達の思いと言葉で学習と実践を深め合う「市民集会」として開催します。

2 主 催 部落解放研究第52回倉吉市集会実行委員会

3 日 時 2024（令和6）年8月18日（日） 午前10時から午後3時 （受付開始 午前9時30分～）

9:30	10:00	10:30	12:00	13:00	15:00
受 付	全 体 会		休 憩	分 科 会	
	開会行事	講 演 会			

4 会 場 エースバック未来中心、倉吉交流プラザ

5 研究主題

「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざして」
～多様な人権課題を通して、人々がつながり合うことの大切さをあらためて考える～

6 講演会

演題：家族のなかの人権問題を考える

- DV・虐待・モラルハラスメントをとおして

講師：中村 正さん（立命館大学特任教授／一般社団法人 UNLEARN 代表理事）

7 分科会

分科会	分野	内 容	会 場
1	地域社会と人権	地域社会の中でつながりを大切にしてきた従来の様々な取り組みについて話してもらう。それがコロナ禍でどのような困難に直面したか。今後の取り組みについても話し合う。	エスパ [®] ック未来中心 セミナールーム3
2	子どもの人権	子ども食堂やその他の支援など、従来の取り組みについて話してもらう。それがコロナ禍でどのような困難に直面したか。今後どう取り組んでいくか。また、子どもに寄り添うためにどのような取り組みがなされているかなどについて聴く。	倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
3	同和問題	従来の人権フェスティバル等の行事や各地域の座談会の取り組みについて話してもらう。それがコロナ禍でどのような困難に直面したか。座談会の参加者は少なく、固定しており、マンネリ化している地域もある現状を打開するには、今後どう取り組んでいくべきか考える。	倉吉交流プラザ 第1研修室
4	障がいのある人 の人権	障がいがある人を社会につなぐ従来の取り組みについて話してもらう。それがコロナ禍でどのような困難に直面したか。今後の取り組みとしては、教育においては特別な学級や学校を設けないインクルーシブ教育の推進について学ぶ。就労においても同様の推進を考える。	エスパ [®] ック未来中心 小ホール
5	ハラスメント	ハラスメントの被害者を救済する取り組み、被害者同士をつなぐ取り組みがあれば話してもらう。それがコロナ禍でどのような困難に直面したか。今後どう取り組んでいくべきか話し合う。	エスパ [®] ック未来中心 セミナールーム1・2

8 部落解放研究第52回倉吉市集会実行委員会構成団体

倉吉市人権教育研究会 部落解放同盟倉吉市協議会 倉吉市保育園長会 倉吉市私立認定こども園協会 倉吉市小学校長会 倉吉市中学校長会 倉吉市小学校人権教育主任者会 倉吉市中学校人権教育主任者 会 中部地区高等学校同和教育研究会 学校法人藤田学院鳥取看護大学・鳥取短期大学 倉吉市小学 校・中学校PTA連合会 倉吉市人権啓発企業連絡会 倉吉市同和対策雇用促進協議会 倉吉市公民館 連絡協議会 倉吉市自治公民館連合会 倉吉商工会議所 連合鳥取中部地域協議会 倉吉市職員労働組 合 倉吉市建設協議会 J A鳥取中央 倉吉市社会福祉協議会 倉吉市社会福祉施設連絡協議会 倉吉 市老人クラブ連合会 倉吉保護区保護司会倉吉分区 倉吉人権擁護委員協議会 倉吉市民生児童委員連 合協議会 倉吉市身体障害者福祉協会 倉吉市手をつなぐ育成会 倉吉市精神障がい者家族会 鳥取県 自閉症協会 倉吉市仏教会 倉吉男女共同参画推進会議 とっとり多文化共生市民の会・倉吉 倉吉市 児童館連絡会 倉吉市母子寡婦福祉連合会 倉吉市更生保護女性会 倉吉市食生活改善推進員連絡協議 会 鳥取県男女共同参画センター 各地区同和（人権）教育研究会 各地区同和教育推進員連絡協議会 各保育園保護者会 各認定こども園PTA 各小学校・各中学校・養護学校PTA 在日本大韓民国民 団鳥取県地方本部倉吉分団 在日本朝鮮人総聯合会倉吉支部 倉吉市教育委員会 倉吉市
--

【事務局】 部落解放研究第52回倉吉市集会実行委員会事務局

（倉吉市人権政策課内）

倉吉市堺町2丁目253-1 TEL：22-8130／Fax：22-8230

E-mail：jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

《 日 程 》

全 体 会

受 付 9 : 3 0 ~

1 開会行事 1 0 : 0 0

主催者あいさつ 実行委員長 広田 一恭

来賓あいさつ 倉吉市議会議長 福谷 直美

閉会あいさつ 副実行委員長 中江 雅文

2 講演会 1 0 : 3 0

テーマ 家族のなかの人権問題を考える

- DV・虐待・モラルハラスメントをとおして

講 師 中村 正さん（立命館大学特任教授／一般社団法人 UNLEARN 代表理事）

3 閉 会 1 2 : 0 0

（休憩 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0）

分 科 会

1 分科会討議 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

第1分科会：エースバック未来中心 セミナールーム3

分 野 地域社会と人権

テーマ「コロナ禍後のあなたに居場所がありますか？」パート2

第2分科会：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

分 野 子どもの人権

テーマ「子どもと地域のつながりのこれからを考える」

第3分科会：倉吉交流プラザ 第1研修室

分 野 同和問題

テーマ「聴いてみよう！話してみよう！」

第4分科会：エースバック未来中心 小ホール

分 野 障がいのある人の人権

テーマ「ありのままで そのままで」

第5分科会：エースバック未来中心 セミナールーム1・2

分 野 ハラスメント

テーマ「さまざまなハラスメントを知ろう」

2 閉 会 1 5 : 0 0

基 調 提 案

はじめに 部落解放研究第52回倉吉市集会の目的

あらゆる世代が今日の人権問題を正しく理解し、自らの問題と捉え行動する視点に立った学習の場が今こそ求められています。第52回市集会は、コロナ禍で失うことが多かった「人とのつながり」と「共有」を取り戻し、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくり、一人も取り残さないまちづくりを進めるため、参加者一人ひとりが自分たちの思いと言葉で学習と実践を深め合うために開催します。

これまでの市集会の歩み、近年の私たちを取り巻く人権課題を踏まえ、活発な討議がなされることを期待しています。

1 これまでの歩み

第1回市集会は、1973（昭和48）年8月に開催され、「部落解放運動の歴史と伝統に学ぶ」「同和対策審議会答申の内容の理解」「解放運動、教育・保育、行政の3者一体で同和教育推進」を中心に進められました。回を重ねる中で、社会情勢や市民の人権意識も変化し、「部落差別の現実から深く学び」ながら、身近な社会に存在している様々な人権課題を解消するため、家庭・学校・職場・地域ぐるみで「人権尊重のまち」づくりに向けて学習と実践を積み重ねてきました。

倉吉市では、1994（平成6）年「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を施行し、その後「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定する中で、「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまちづくりを市民の手で」を合言葉に、市民一人ひとりの人権を尊重するための学習と実践交流を積み上げてきました。この市集会もその一つです。

とりわけ日本社会における人権問題への取り組みは、被差別部落への厳しい差別に対する反対運動として全国水平社が創立されることで前進してきました。1922（大正11）年3月3日の京都岡崎公会堂での結成大会から100年余が過ぎましたが、いまだ問題の解決には至っていません。その創立大会で採択された宣言「水平社創立宣言」は、日本初の人権宣言と言われ、その最後の言葉には、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とむすばれています。この言葉には、「自由と平等を求め、すべての人が差別を受けることなく、人間が人間らしく暮らしていける社会の実現を願う」という気持ちが込められています。2016（平成28）年には、「部落差別」と初めて明記された「部落差別解消推進法」ができましたが、インターネット上では部落差別の拡散を意図した「全国部落調査復刻版出版事件」「インターネット等による被差別部落の識別情報提示」「個人情報暴きやヘイト事件」が次々と起こり、部落差別を解消するには至っていません。また、日本社会において「人権尊重の社会づくり」が様々な形で取り組まれてきていますが、いまだ多くの人権問題が解消されず、さらに新たな問題も生まれています。改めて、差別されてきた人々の思いや願いに寄り添いながら、だれ一人取り残さない人権尊重社会の確立に向けた取り組みが必要です。

2 近年の私たちを取り巻く人権課題について

2019（令和元）年から新型コロナウイルス感染症が国内外で確認・拡大する中で、私たちは未知のものに対する不安を募らせ過剰ともいえる反応を起こしました。結果、感染者等に対して「コロナ差別」と呼ばれる偏見や誹謗中傷が起こり、人の尊厳や命にまで影響を及ぼしました。私たちは、感染症に起因する差別や人権侵害の歴史を学んできたにもかかわらず、「わがこと」として捉えることができないばかりか、「同調圧力」と呼ばれる「目に見えない力」が働き、今日感染拡大が収束した中でも、自ら判断する力が復帰しているとは言えません。コロナ感染症は、今まで潜在化した問題を浮き上がらせ、人権課題の根深さを再認識させられました。一方で、暮らしと命を守ると同時に、さらに人権をより確かなものにするために地域で取り組みを進めていくことの大切さも強く再認識しました。2023（令和5）年5月に厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを感染状況や変異株の状況などを踏まえ、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ移行しました。これによりコロナ禍以前の生活を取り戻しつつありますが、無知による不安や偏見により、前述の感染者をはじめとする方々への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応という人権侵害の発生、「同調圧力」による差別の正当化に対して、正確な情報を確認して、偏見や差別的な言動に同調せず、確かな情報に基づく行動が望まれます。

現在、世界で経済・政治のグローバル化が進み、国内においても格差・貧困の問題や雇用不安・生活不安は深刻さを増しています。21世紀のキーワードは「平和・人権・環境・福祉」と言われてきました。1948（昭和23）年の「世界人権宣言」以降、平和の基礎に人権尊重がうたわれ、2015（平成27）年9月には国際社会が解決すべき課題としてSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。

その反面、2022（令和4）年2月にロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略という国際秩序を崩壊させる出来事が起こり、停戦のめども立っていません。また2023（令和5）年10月には、イスラエルのネタニヤフ政権によるガザ地区への大規模空爆と侵攻により壊滅的な都市破壊と多くの市民が死傷する中で市民の飢餓状態が現在も続いています。また、世界各地での戦争や紛争の状況もあります。地球上で最も許されない人権侵害が戦争であり、それを止めることができるのは人類であることを考えると、あらゆる戦争に対し反対の声を上げ、戦争を許さない平和な世界を求めていくための行動がさらに必要です。

国内においても、人権関連法が次々に成立し、2016（平成28）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」、2019（令和元）年には「アイヌ民族支援法」「旧優生保護法一時金支給法」、2023（令和5）年には「改正DV防止法」が成立しました。また、同年6月には「LGBT理解増進法」が施行されましたが、その内容に疑義の意見もあります。

しかし、これらの法律が施行された後も様々な人権侵害が起こっています。とりわけインターネットによる情報社会の変化は、個々の情報発信の有用性をもたらす一方で、新たな差別を生み拡散が進んでいます。部落差別の拡散を意図したインターネット等による地域や人物の「さらし」やヘイト（増悪）が次々と起こり、部落差別の姿も変容していることに注視が必要であり、そのための学習内容・方法もさらに工夫し、学び直し

をする必要に迫られています。また在日コリアンへの「放火ヘイトクライム事件」、優性思想による「相模原障がい者施設殺傷事件」、外国人の「入管制度下での死亡事件」など、凶悪な犯罪行為や人権軽視の状況は後を絶ちません。更に、ハラスメント（いじめ・嫌がらせ）・ヘイトクライム（増悪犯罪）・フェイクニュース（デマ情報拡散）が日常的に起こっている現状もあります。様々な法律が制定され、これらの法の意義も学んできましたが、一人ひとりが法の趣旨をしっかりと受け止め生かすだけにとどまらず、より良い法律や人権意識の確立を進めることが今後さらに必要です。更に、真の人権確立のための「差別禁止法」「人権侵害救済法」の制定を求めているかなくてはならないと考えられます。

3 私たちの学びと行動について

私たちの倉吉市でも、様々な人権侵害は日常的に起こっています。そして、差別行為自体を差別を受ける人たちの個人の問題・責任として捉える傾向もあります。誰もが持つ常識や「当たり前」の中に、差別が存在していることも近年指摘されています。そして、まだまだ人権問題を「わがこと」「自分ごと」と捉えることにも至っていません。また、地域社会全体で理解を深め、解決に向け取り組む体制も十分ではありません。

私たちは、「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢を通して、身近にある様々な人権問題を見つめ実践してきました。そして、これまで取り組んできた市集会や町内学習会、人権研修会等に参加することによって、市民一人ひとりが参加し、誰もが安心して暮らせる地域をつくることの大切さを学んできた経験と歴史があります。

自分自身や自分のまわりで暮らす人のことを考え、弱い立場にある人を地域ぐるみで支えていくことが、人権尊重社会の実現につながると確信し、自分にできることを見つけ、取り組んでいきましょう。またコロナ禍で失われた「対面して取り組む人権意識確立のための学習」「わがこと・自分ごととして考える学習」をさらに工夫しながら取り組む必要もあります。学びの継続・拡大を意識していきましょう。

おわりに

今年度の市集会は、全体会での講演会と、5つの分科会を計画しています。本集会で学んだことをもとに、日常生活における「基本的人権の尊重」への関心をさらに高め、被差別当事者の思いに触れながら考え、話し合い、実践し、誰一人も取り残さない社会をめざして、今日からの日常生活に活かしていきましょう。

部落解放研究倉吉市集会の歩み

本研究集会は、1973(昭和48)年に県内で初めて開催されて以来、市民による部落解放研究集会として約50年の歴史を刻んできました。

第1期(第1回～第6回):

同和教育の筋道を模索し広める時期

「解放をめざして教育の創造を」を研究主題として、対象別分科会方式で、活発な意見交換が行われました。第4回以降は、具体的な実践発表が増え、また、参加者も600名から1,000名近いものとなりました。

第2期(第7回～第12回):

推進体制の整備と内容の充実を図る時期

同和教育を全市民のものにするために、研究主題を「部落解放を全市民の手で」と改め市民が自らの課題として自覚し、考え集う研究集会に充実されてきました。分科会も対象別から課題別に構成されたことにより、幅広い市民の参加と意見交換が行われるようになりました。

第3期(第13回～第24回):

同和教育の総括と「部落解放基本法」制定へ向けた取り組みの時期

第13回研究集会は、同和対策審議会答申が出されて20年目にあたる年であり同和教育、部落解放運動の成果と課題が総括され、次年度に向けての研究・実践の方向が明確にされました。第15回集会は「地対財特法」施行の初年度にあたり、部落の完全解放に向けて法の内容が後退している事実と差別の現状が明らかにされ、「部落解放基本法」の制定が必要であることが確認され、制定要求へ向けての市民運動を盛り上げることが決議されました。第20回集会は、全国水平社創立70周年という部落解放運動にとって節目の年であり、この集会から「部落解放にむけて、あらゆる差別をなくする取り組みをどう進めてきたか、またその課題は」という分科会が新設されました。第21回集会は1,150名という多数の市民参加を得て盛大に開催できました。全国的に「部落解放基本法」制定要求の運動が高まり、本市も「部落解放基本法制定要求国民運動倉吉市実行委員会」が組織され、「基本法」制定実現に向けての第6分科会が新設されました。1994(平成6)年の第22回集会は、その年6月に制定された「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を受け、「人権尊重都市宣言のまち倉吉」を全市民のものとしていくためのシンポジウムを開催し、「条例」の意義、人権確立の具体化への課題等を共通確認しました。そして、第23回集会より「人権教育のための国連10年」並びに「条例」の具体化をふまえ、部落解放に向けた人権啓発の発展及び反差別の市民運動の重要性を実感する研究集会の方向をめざしました。

第4期(第25回～第48回):

同和教育の豊かな発展と反差別市民運動による人権文化の創造をめざす時期

市民一人ひとりが、「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の完全実施及び「部落解放基本法」制定をめざし、多文化共生社会を生きる力を身につけ人権文化の創造の主体者となるため、「部落の完全解放と人権の確立を全市民の手で」と研究主題を新たにしました。

その後、第37回市集会より市民主導で実施されてきた部落解放研究倉吉市女性集会と統一し、その手法を生かしながら研究主題を「部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で」と改正しました。

そして、2009(平成21)年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を一部改正し、市民と行政との協働をめざしました。

第5期(第 49 回～):

大きく変容する社会の中で誰もが人権教育を身近なものとして捉え、学びの継続と実践に取り組む時期

新型コロナウイルス感染症で社会が大きく変化し、いわゆる「コロナ差別」が社会問題になりました。また、感染対策の観点から、本集会の開催に替えての啓発資料作成や、参加者を限定してのパネルディスカッションの実施と記録配付、会場参加とオンライン参加とのハイブリッド開催など、試行錯誤の中で学習を継続してきました。そうした状況の中で市集会の目的について検討がなされ、その年ごとに特に学習を深めるべきテーマを研究主題に設定することになりました。

また、2021(令和3)年度から「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の推進に向け、「お互いを認め、安心して暮らせる人権尊重のまち」を実現するため、継続して市民と行政との協働をめざしています。

部落解放研究倉吉市女性集会の歩み

本集会は1987年倉吉市同和教育研究会教育活動委員会の中から、「女性の学習の場がないので女性の教育の保障を！」と声が上がったことから始まりました。この問題を克服するために、各団体や関係者から「女性に共通した課題への取り組みの場を」という多くの声があり、女性自らの力で差別をなくす取り組みとして、この集会が計画されました。

1回目から3回目は、全体会で部落差別の問題を中心とした実践発表がされる中、当時の差別の厳しさが現状の問題として提案されています。討議の柱は統一としながら、1～10分散会で話し合われました。

司会者が助言的役割を兼ねながら、女性の力で取り組んだ集会でした。

6回目(1992年)から、今までの「部落解放研究倉吉市婦人集会」が「部落解放研究倉吉市女性集会」へと改称されました。1985年女性差別撤廃条約が批准されました。その中で全国的に、女性の解放運動の中で多くが「婦人部」から「女性部」へ「婦人対策」から「女性対策」へと変更されていきました。

また、婦人という文字は「女へんに帚(ほうき)」という、男女役割分担意識を反映しており、まさに画期的な出来事でした。

8回目(1994年)の開催の年は「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が施行され、女性集会の研究主題に「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために」を掲げ、9回目(1995年)には5分科会で、部落問題・在住外国人問題・女性問題・障がい者問題・高齢化社会における女性問題を取り入れた学習がされていました。

また、全体会の講演者を市内の各組織から選出していましたが、県内にとどまらず、あらゆる分野から講師を招き研修の充実が図られました。

13回目(1999年)には、全体会の講演者に初めて男性を迎えました。また、この会から参加対象を今までの**女性のみから男性も参加**できるよう、全市民としました。

15回目(2002年)からは、各組織・団体代表の中から企画委員9名を構成し、実行委員67名により**集会の運営**を具体的に検討し実施しました。

16回目(2003年)からは、それまでの集会の研究主題でありました「**部落の完全解放と人権の確立を女性の手で**」から「**部落の完全解放と人権の確立を市民の手で**」となりました。

21回目(2008年)を最後に、翌年からは部落解放研究倉吉市集会と統合し、現在に至っています。

このような歴史があり、企画から実行まで一人一人が一役を担う集会でした。



演題：家族のなかの人権問題を考える

- DV・虐待・モラルハラスメントをとおして

講師：中村 正さん（立命館大学特任教授／一般社団法人 UNLEARN 代表理事）

みなさん、おはようございます。京都からやって参りました。午後の皆さんの分科会にお役に立てればと、話をさせていただきます。よろしくお願いします。

鳥取市に何度か、人権・社会教育の人達に招かれて来たことがあります。倉吉ははじめてなんです。

私のやっていることも含めて事務局と一緒に話をしながら、このテーマでということで、レジュメをつくりました。

「家族のなかの人権問題を考える」、DV・虐待・モラルハラスメントをとおして、ということで、部落解放の課題、部落問題の解決ということではなくて、別の角度から、家族に視点を当てて、そこに宿っている問題、人権問題について話をしたいと思っています。一般社団法人 UNLEARN というのは、また講演の中で話をしていくんですけども、私がこの3月に大学を退職しまして、まだ継続雇用で残ってはいるんですけども、大学でやってきた研究をもとに社会実践をするための団体をつくったんですね。何の社会実践かって言うと、暴力をなくす団体です。主にDVとかですね、それから虐待とかですね、虐待も子ども虐待と高齢者虐待がありますので、そこにどうやって脱暴力を仕掛けていこうかというようなことを考える取組みをする団体です。それからハラスメント、いろんなタイプのハラスメントがありますので、主に企業とか学校とかで、ハラスメントをしないように環境・組織をどうつくっていくかということを考える団体としてつくりました。UNLEARN っていう団体をつくって、社会の中で活動する、特に若い人たちがですね、そういう団体で活動するといいなと思ってつくった一般社団法人です。その取組みの話をしたいなと思ってます。話の焦点はですね、このレジュメ集にも書いてあるようなことですけども、当たり前とされる考え方や状態があらゆる差別を下支えしているんじゃないかなということで、いったん私たちが意識の中にすり込まれている、いろんな常識をですね、疑ってみようということで、気付くことから始めたいと思っています。具体的には、日常生活に埋め込まれているいろんな事項について、どうやって、人権とか、差別をなくすということについて、手がかりを得るかということの話をしたいなと思っています。暴力も、法律がいくつかずと出来てきましたので、その経過とともに、どうすればいいのかっていうことで話をしたいと思っています。

私事とか自分事として差別の問題や人権の問題をどう考えていこうかということにも関わっていきますので、私が家族をつくっていく個人的な体験も織り交ぜながらいきたいなと思っています。これは、資料ですけども、ちょうど90年代最初にですね、結婚しよう

かどうか、パートナーと悩みつつあったとき、国連が「国際家族年」っていうのを定めたんです。その時のスローガンなんです。「Building the Smallest Democracy at the Heart of Society」となっていて、日本社会では、「家族からはじまる小さなデモクラシー」と翻訳されていました。それで、家族と民主主義、デモクラシーっていうのが、ちょっと似合わなかったもので、いつまでも印象に残っています。家族と民主主義っていうのが、どういうふうに折り合いがつくんだろうなってことを考えていく、一つのきっかけになったんですね。家族ってとても親密な関係性だし、日常ありふれてるし、それで、お互い分かり合ってると思ってるし、そんな中に、民主主義っていう公共的な価値観をどういうふうに埋め込んでいくのかということを考え始めましょうっていうことが、国連でも呼びかけられて、これは直接その後のDVとか虐待とか、家庭内暴力をどうしようかってことにつながっていく、私なりのテーマでした。それで、私が私なりの人生を、どういうふうに、このテーマに則して歩んでいけるかっていう、最初に出会ったテーマが、夫婦別姓の問題なんですね。

夫婦別姓をどう実現していこうか、具体的には、選択的な夫婦別氏なので、同姓にしたい人は現状のままでもいいだろうし、別姓を望む人達がいるとしたら、選択肢として加えてほしいという、ささやかな要求なんですけどね、これがなかなか実現せずに、民法改正が進まずに、今でも現状のままですよ。ようやく経済団体でさえもが、夫婦別姓は大事ではないかと言い始めたんですね。あとは政治家のみなさんの判断です。国会ですからね、民法を改正する。この前共同親権がとりましたので、いろいろ家族の問題について、政治的な議論が交わされていくようになりますけど、夫婦別姓というのは、ひとつの私なりの、家族からはじまる小さなデモクラシーの一步だったんですね。それが30年以上経ってもなかなか実現しないんです。そういったこととも関わって、世論がずいぶん変化してきたのを感じます。というようなことが、私の家族をつくっていくプロセスで体験した小さなデモクラシーでした。家族からはじまるわけですよ。パートナーシップのなかに、通例、夫婦関係であることが多いですけども、同性同士の結婚も含めて、パートナーシップを組むことも含めて、ずいぶん社会は変化してきましたよね、そんなことを感じながら、そのことを思い出したんです。今でも夫婦別姓は実践してますけど、家族からはじまる小さなデモクラシーだなと思っています。

私自身は、いろんなところで実践をしています。少年刑務所で、奈良の少年刑務所で、長く働いていました。心理士や教育担当者とともに、再犯防止をする取組みを法務省がはじめたので、そこで関わっていました。10年ぐらいやりました。主に性犯罪の再犯防止です。大阪で虐待した親たちへのアプローチを、「親面談」と称してやっています。それから、DVの加害男性や、体罰教師への更生面談とかですね、ハラスメント加害者への対応とかですね、ずうっといろんなことをやっています。刑事事件でもですね、情状鑑定することがあったりします。全体的には、加害者なんですね。加害者にアプローチする実践も、いくつか関西を中心にやっています。SNSでのヘイト発言とかも、基調提案の中にあっただけかもしれません。SNSでヘイト的な発言をして、発言した人を特定できるような法律

が定められたんですね。それはそれでいいんですけども、その人に対するアプローチをどうしたらいいんだろうかってことが未整理なのです。組織としては職場復帰を願うという場合はですね、職場復帰を前提に対話をしてほしい要請があるんです。いろんな形で加害者との対応をずっとしてるんです。社会病理学っていう類型がありまして、その中で研究もしながら、こういう実践をしています。

2000年に入りましてね、この23～4年の間に、法律が次々出来てきました。資料にずっと書いてあります。ストーカー、ストーキング対策ですね。それからDV防止法です。それから児童虐待防止、高齢者虐待防止、あるいは、セクシャルハラスメントだけではなくて、最近ではパワーハラスメントを含めて、ハラスメントをなくすためのいろんな法律ができました。障がい者差別の解消、LGBTの理解促進、いじめ防止、それから、スポーツ指導における体罰の禁止など、全体的に差別と、中心的には暴力を含んでいますので、暴力をなくすための法律がこの23～4年かけてずうっと出来てきたんです。

ところがですね、唯一出来てないテーマが、加害者をどうするのかっていうテーマだったんです。もちろん被害者を救済することは体制が整っていますけども、加害者をどうするのかっていうことについて、大きな事件になれば刑事事件になりますけど、ほとんどは刑事事件にならないんです。しかし、なんとかしておきたいわけです。なんとかしておかないと、その方はまた繰り返します。刑事罰ではなくてどんなアプローチができるか、中心的には社会教育的アプローチ、あるいは心理臨床的なアプローチなわけですけどもね、そんな形で、加害者をどうするのかっていうことで、介入が始まります。資料にいきます。犯罪化だけでなく、介入が始まるんですけども、そういう人達の意識や行動や心理をですね、多少、対話しながら変化させていきたいわけですね。

加害者対策がないので、これをやっという方がいんじゃないかなということを、前から提案はしてたんです。国がなかなか動かないので、関西で大学の研究プロジェクトを中心に動き始めたんですね。その様子はまた後でご紹介します。あわせて、内閣府から、どうしたらいいのか知恵を貸してほしいと言われて、暴力を振るってしまう人達に対して、刑事罰だけではなくて、何かできることはないのか政策・制度づくりにも携わってきました。ようやくですけど、国がそういうアプローチに対して交付金を支給し始めたんですね。今年度からです。法律ができてから、ようやく25～6年経って、加害者へのアプローチということになってきたんですね。その様子をまた話をします。離婚も含めてですけども、いろんな形で家族の問題がそこに焦点化されていきますので、家族の問題としてどんなアプローチができるかを考えていきたいっていうことで、この研究と実践をしてきました。その話をしますね。

差別や偏見について考える研究もずいぶんと進んできました。あまり深くいきますと大学の講義みたいになるので、午後の、むしろ実践的な、みなさんの交流会に役立てられるようにしたいと思いますので。とりあえず、言葉だけ紹介しておきます。資料に列挙してあるようなことです。無意識のバイアスとか、聞いたことがあるかもしれません。マイク

ロアグレッションまでいきます。これらは一応研究的なテーマなので、知っておいてもいいかなと思ったので、言葉くらいはいったん紹介しておきますね。

大学で若い学生達と、私事として社会病理、社会問題や人権や差別のことを考えていてほしいなと思って、若い人達に、ゼミなんかで、ディスカッションをしてもらいます。気付いてほしいなっていうことがですね、例えば、一番最初です。「肌色ってなに色なんだろう」という奇妙な問いかけですけども、「肌色」ってなに色だと思いますか。「肌色」って、英語でなんて言うんでしょうねと学生達に問うとですね、決まって、「ベージュ」と返ってきます。これは世界では通用しない言葉なんですね。「肌色」と私たちが思っている色、多くの学生は念頭に置きますよね。ところが、「肌色」は肌色じゃないんです。英語で言うと分かりやすいです。英語でなんて言いますかと、学生達に問いかけながら、喧々と議論をしています。「skin color」と言うわけですね。「natural color」とも言います。としか言いようがないですね。ところが、どうしても「ベージュ」と思ってしまう。私達の思い込みがあって、これみなさんの資料には入れてないんですけど、写真だから勝手に使えないんで、「肌色」とっていうのは、こんな色ですよ。写真の真ん中のは、みなさんご存じの会社が作っている、バンドエイドなんです。ここに「肌色」って書いてますよね、「肌色タイプ」。この色が「肌色」なんですっていうことになる。バンドエイドは、この色が「肌色」なんです。ところが、世の中には「肌色」っていっぱいありますよね。実際こんな絆創膏を沢山、この会社は作ってるんです。世界で売るために、**skin color**、皮膚の色。**natural color**、自然な皮膚の色としか言いようがないものを、日本ではこの色として特定してるんです。みなさん若い頃、小さい頃にクレヨンやクレパス使ったと思いますけど、色鉛筆もそうですよね。「肌色」って書いてあります。これはよくないんじゃないかなってことになってきました。それであるコンビニが、キャミソールを売り出したんです。ここにも「肌色」って書いてあるんですね。これ、商品回収になりました。なぜならば、これは「肌色」じゃないからです。肌はいろんな色がありますよね。いろんな色があって当然なんだけど、今はペールオレンジと書いてます。色の名前、名付けが変わったんです。ぜひみなさん、今日このあとコンビニに寄って、このバンドエイドはなんて書いてあるか、見といてください。変わっていくはずですよ。今も変わっているはずですよ。絆創膏については、まだ今変化の途中なので、まだこれが売られている場合もあります。ですから、ベージュは「肌色」ではない。「肌色」は、「多様」としか言いようがないですね。これは人種差別や民族差別、もっと多文化が進んでいる、日本もずいぶん多文化なんですけど、もっと多文化が進んでいる国では、こんなものは売れませんよね。売ったらだめなことになっているんです。商品回収になったぐらいです。クレヨンやクレパスは既に名前が変わっています。小さな気付きですけどね、大きな差別が背景に存在しています。こんなことを、学生達と一緒に考えていくことになります。多様性ですよ、「肌色」は、特定できない。**skin color**としか言い様がない。にも関わらず、私達の頭の中には、これがすぐ浮かんでしまいますので、ずうっとこうだったんです。これを、小さいお子さん達から、もっと多様だよって

ていうことになっていくといいですねっていう紹介です。

コロナのときにですね、当時楽天の選手でした、オコエ選手、今は巨人軍に移っています。この方が、twitter でこんな話をしていました。資料に入れてないです、個人のことでね。twitter でこんなことを言ってくれました。保育園のときの話。ある日、親の似顔絵を描くときがあり、先生は「親の顔は肌色で塗りましょう。」と言った。そのとき保育園にあった肌色のクレヨンの色は、橙色、今紹介したものです。でも俺はその時の反抗心から、涙ながら茶色のクレヨンを取り、親の顔を描いたと。お父さんがナイジェリアの方なので、ミックスの方なんです。ですから、ベージュで塗りましょうという先生の指導は、自分の親の顔の色じゃないわけです。ですから茶色のクレヨンで塗ったら、案の定いじめに遭ったんだ、泣いて帰ったんだ。保育園のときの話の物語を思い出したようです。こういう形でクレヨンの1本の色が、保育園の子どもにも、こんなふうに影響を与えます。さっきの絆創膏の色と一緒にですけどね、こんなことに思いがはせられるかどうかです。

さらに二つ目。「結婚しないの？」っていうことを何気なく、30過ぎた独身男性に言ってしまうかもしれません。男性だけじゃないですね。それで、次の気付きですけどね、こんな研究を紹介しておきます。LGBTQの話が、LGBTQ理解促進法として、啓発しましょうということで法律ができました。その中でセクシャルマイノリティの方々のテーマの一つです。日高先生っていう公衆衛生の先生なんですけども、時々交流をする、いい研究をしてくれています。紹介しておきますね。この世の中は異性愛が当たり前になっていて、LGBTQの人達の存在はマイノリティなので、すっ飛ばされているかもしれないと考えて、なかなか科学的には確定できないんですけども、世の中にLGBTQのセクシャルマイノリティの人達は何%ぐらいいるんだろうかと考えて、いろんな統計的なデータがとられています。研究によって違うんですけどね。だいたい7%から8%存在しているっていう研究が多いです。特定できないんですけどね。となると、この会場に300人ぐらいいるとすると、7%から8%って、かなり大きな存在になります。それと、例えば、私が勤務している立命館大学、学園は、小学校からずっとありますので、4万人ぐらい生徒や大学生がいるんです。4万人いて7%から8%ですから、かなりの存在になりますよね。となると、そういう社会を生活しているセクシャルマイノリティの人達が日々感じているストレスがあるっていう研究を、日高先生ががんばってやってくれて、ゲイ、バイセクシャル、これは男性ですけど、男性の視点からこの世の中がいかにかに生き苦しいかということで、ストレスになるので、ストレスはどこからくるかと言うと、こんな対話みたいですね。「結婚話を勧められたとき」「孫の顔が早く見たいと言われたとき」、ずうっと続きます。だいたい上位12~3個ピックアップして、セクシャルマイノリティの人達がこの世の中をいかにかに生きにくく感じているかっていう、ストレスがありますので、こういうふうな話が、みんな善意なんですよ、善意で、普通に、「30越えたら結婚するよね」、30越えたらっていうのは平均結婚年齢が、そこらへんだからです。で、一人であることについて、ストレスをかけるんですね。その周囲の人たちは善意なんです。でも、7%から

8%の、マイノリティにとってはストレスなんですよ。ということに、思いやれるかどうか、配慮が行き届くかどうかということがこの先生の研究テーマなので、こんなふうに、異性愛者的役割、葛藤、尺度というものをつくりましたね。それで当事者達に意見を聞いて、何が一番ストレスになるような発話でしたかと、みな善意なんですよ。周りの人はみんな善意でこういうことを言いますね。テレビによくホモネタが出てきて、周囲に合わせなきゃならない同性愛者達も相当ストレスということになるわけです。

こんなふうに考えていくと、7%、8%がそこに存在していることに配慮できるかどうか、私事として、身近な人権問題として考えられるじゃないかなということで、学生達に、このテーマをもっと追っかけてみたらってということで、提案しました。学生達は、大変熱心に取り組んでくれました。LGBTQ理解促進法がこんなふうに効果をもってくるすると、学生達の変化、若い人達の変化は相当に進んでいるということになるわけですね。

しかしなぜ、このことを言うかってですね、同じ研究ですけどね、中学校・高校の学齢期でセクシャルマイノリティの人達はどんな体験をしたらろうか、普通に男性が好きだ、女性が好きだ、異性愛の人であれば感じないようなストレスを感じて生きてるので、自殺未遂が17.73(%)。自分のアイデンティティをゆるがすようなストレスが、社会からかかりますので、自殺を考えたことがあると。普通、男が好きだ、女が好きだ、異性愛者では感じないようなストレスを感じる。体験です。ようやく同性愛者の恋人ができた、22歳。ゲイ男性に初めて出会った、20歳。こんな形で仲間ができたっていうようなことで、異性愛の人達とはやや異なる体験をたくさん書いてくれて、思春期・青年期に自我同一性が、自分が何者かっていうのができていく時、大事な時に、周りから相当なストレスをかけられるとなると、自分が生きていていいんだらうかっていう考えに悩まされて、自殺未遂という体験をすることが、ちょっと前の研究ですけども、今もそう変わらずにあると思います。周りがLGBTQにどこまで寛容かどうか、理解があるかどうかっていうことのテーマなんですよ。ですので、みんな善意なんですよ、そんなふうに声をかけてしまう。「まだ結婚せえへんのか」と言ってしまうことが、ストレスに感じる人達が7~8%、周りにいるってことです。そして更に、それが思春期・青年期の自我形成期になると、もっと自分が揺らいでいくことに遭遇する。こんなふうなデータとして、見てください。となると、私達も持っている伝統的な家族観、常識になっている家族観をどう疑ってみるかということになってくるので紹介します。これも学生達がずいぶん考えてくれたんです。

今度はもう少しテーマを変えてね。「ちかんあかん」、これ大阪の話で紹介しておきます。先ほど奈良少年刑務所で性犯罪者の再犯防止の処遇にに関わってると言いましたけど、再犯するリスクは比較的高いんですね、性犯罪です。その性犯罪をどうやって予防・防止しようかということで、ある大阪の警察から持ってきたものですけどね。女性の安全、子どもの安全、被害に遭いやすいので注意しましょうっていう呼びかけなんですよ。多分倉吉の警察署も使ってるかもしれません。どこにでもあります。これですね、女性の安全、夜道を注意しましょう、携帯を見ながら歩くのをやめましょう、防犯ブザーを持ちましょ

う。別に間違っているわけじゃないんだけど、こればかり言われますとね、「気をつけてないあんたが悪い」「もっと気をつけて歩きなさいよ」「その時にミニスカートをはいていませんでしたか」「肌の露出の多いものを着ていませんでしたか」とかいうメッセージも、時々くるんですね。となると、性犯罪に遭う・遭わない、遭わないように注意して生きていきましょう。っていうことは、別に間違っていないんです。必要なことなんですね。

けれども、そればかり強調してますとね、ある一面でしかないっていうことに、大阪鉄道警察隊は配慮しまして、こんなポスターを作ったんですね。「ちかんあかん」です。これ、大阪でしか使えません。大阪でしか使えないんですけども、目線が変わってきますよね。目線が変わってるというのは、加害者目線になってるんです。被害者にだけ注意を呼びかけるようなスローガンじゃなくて、加害者が悪いわけですから、加害者を何とかしたいわけですね。他にも沢山作ってあります。「ちかんは懲役何年です」とかですね。刑法にはこう書いてありますとか、加害者にメッセージを送るようなポスターを電車に貼ってあります。これ、「ちかんあかん」です。で、「お酒の失敗じゃない、あなたの失敗です」っていうことで、酒を飲んで公の場所で暴力を振るう人達がいるので、「酒のせいにはできませんよね」「酒のせいにしちゃだめですよ」っていうポスターも最近は作られました。そしたら学生がですね、「先生、こんな見つけました」と言って、写真を撮ってきたんです。

「ちかんあかん」だけでなく、「助けなあかん」となったんです。大阪人らしく、語呂がよくポスターを作ってありますよね。「助けなあかん」っていうのは、傍観者に対してメッセージを発してるんですね。被害・加害に遭う人だけでなく、傍観者へのメッセージなんです。でも、「この人痴漢です」って、なかなか言いにくいですよ。言いにくいので、どうしたらいいか。携帯で写真を撮ってくださいと、ということです。これは直接「この人痴漢です」と言いにくいと同じように、写真なら簡単に撮れますよね。あちこちでカシャカシャカシャカシャと音がしていればストッパーになりますけど、証拠もほしいんです。ということで、傍観者対策といいます。「ちかんあかん助けなあかん」これは最近のポスターなんですね。ということで、学生達が色々と気付いてくれるようになって、写真を列車の中で撮って持ってきてくれたんです。こんな形で学生達が気付いていくわけですね。なんや、身近にあるやないかということです。身近にあるやないか、その時に「助けなあかん」と思えるような傍観者であってほしいのと、授業では話をしています。ただ傍観者、この人だめです、この人犯罪ですと言いにくいので、出来ることはないかもっと考えてきましょうということで、「助けなあかん」という意識を持った人達が出来ることは何でしょうかと考えていきます。そうすると、これは痴漢の話だけでなく、教室の中のいじめ、企業の中のハラスメント、家族の中の虐待、いろんなことつながっていくわけですね。いろんなことにつながっていくのでこの話をしています。ついでに大阪らしく、関西人らしくオチをつけるとですね、この色、色を見てください。黄色と黒なんです。これは阪神タイガースの色なんです。ということは、大阪人はここに目が行くわけですね。大阪の人がそこに目が行くように作ったと、鉄道警察隊の人が言っていました。言いたいのは、

被害者を非難したり、「あんでけ言うたやないか」という被害者非難じゃなくて、加害者のほうへと目を切り替えていく。これをですね、「リフレーミング」、フレームを変えるというんです。こんなふうに、世の中気付いていくといいなと思っています。こうしたことが、私事として人権や差別の問題を考える一つの手がかりになるかなと思って、大学で学生達と一緒に議論をしています。これが「ちかんあかん」で、3つ目の例ですね。

それから4つ目の例、ちょうどコロナで大変頑張った男子学生がいて、コロナのときにね、小学校・中学校・高校もそうでしたけど、大学も同じように授業が出来なくなったんです。そのときの真っ最中の学生達で、こんな指示をしたんですね。全部オンラインになりました。オンラインだと声が寂しいんですね。寂しいので、声が聴きたいということで、社会病理、自分の体験の中にある嫌だったこと、もしかしたら人権問題になってるかもしれませんが、その嫌なこと、自分が体験した嫌なことを、パワーポイントに絵とともに音を入れることができるんですね。ナレーションを入れることができます。youtubeじゃなくて静止画像で、自分が体験した人権問題につながる、はっと思えるような、嫌だったことを1枚写真に取り出してきて、パワーポイントにそれを貼り付けて、ナレーションを入れることが出来るので、20分でそこに、これはなんで社会病理なのか、なんで人権問題と思ったのかについて、音声を入れてくると。それをネットにアップして、ゼミのみんなが聴けるようにしてほしい。そうするとオンラインでゼミの仲間と交流できる、というゼミをやったんですね。更に、いつまでも残ってるので、あいつの声が聴きたい、この人の声が聴きたい時はまた引き出して復習してくださいねという指示を与えた時に、みんなからとっても支持を得た1枚でした。

彼が付けたタイトルは「日傘の男」。何を言ったかという、ここに本当は音が入ってるんですね、彼のボイスが入ってましてね、だから写真と音、フォトボイスと呼んでるんです。こういう取組みがありましてね、記憶に残していきましょう、生の声で、自分の肉声できちんとプレゼンしてくださいね。記録に残っているので、いつでも取り出せるっていう中で、コロナで寂しかったけども、ゼミの学生達が頑張って、これ沢山作ってくれたんです。テーマは「私事を社会事にする」。社会の問題に返していく。そんな取組みだったんですね。彼は何を言っているかというと、コロナの中でフォトボイスで身近な出来事から人権を考えるという課題を与えた時に、彼は皮膚が弱かったんです。皮膚が弱くていろんなボディケア、スキンケアをしなきゃならなくなった、中学校の頃から日傘を愛用してたようです。今暑いから男性も日傘は差しますけど、この子がまだ中学生の頃、と言っても私達から見たら最近なんだけど、数年前、中学生が日傘を差して。年じゅうです、紫外線を防止するために、やっぱりいじめに遭うわけですね。「何だお前は」とよく言われたようです。机の中にはスキンケアのグッズがたくさんあって。皮膚が弱いからということなんだけど、誰もそんなことを考えてくれることなく、「何だお前は」になった、いじめ体験です。実に自分のテーマなんです。日傘を差さなきゃいけない自分と世間の反応ですよ。その中で一番厳しかった反応は誰かっていうのが、ボイスのオチに活きます。誰かってい

うと、お父さんだって言います。「お前それでも男か」というようなことを、はたち前後の学生のお父さんですから、50いくかいかないかですよね。そんなにお歳ではないけども、お父さんが一番厳しかったって言っていました。それに対して何も言えない自分が歯がゆかったとも言っていました。こんなことをですね、身近な私事と人権問題、社会の中であつた嫌なことをこうやって形にしていくことで彼はすっきりした面が、言葉にしたことによってあるんですね。更に、これをですね、このフォトボイスの取組みを聞きつけて、朝日新聞がゼミの取材に来たんです。朝日新聞で大きくゼミの活動が載ったんですね。それで取材にあつたので、彼も満足したようでした。言葉にする、社会がちゃんと認めてくれる、そんなやりとりをしたんですね。それで「日傘の男」と。タイトルがいいですね。

こんな形で自分の体験を言葉にして、新聞を通じて社会に伝えていく。小さなことかもしれないませんが、彼にとってはとても大事な体験だったんですね。ここから社会の問題を、あるいは人権の問題として語れるといいよねっていうことになりました。優秀な卒業論文を書いて、就職していきました。大学での一つの取組みですけど、力になったんじゃないかなと思います。こんな形で。紹介しますね。(～学生の音声～) 今のがフォトボイスです。あんなふうにして15分の音がそこに入ってくるんですね。

こうやっていくつか話をしていけばきりが無いほどに、いろんなことに気付いていく取組みはできるわけですね。そういうのが、あとの分科会でもたくさん話されるといいなと思います。いろんな気づきが多分、分科会の中の発言で出てくると思います。人権ってそういうことだなと思うんですね。自分のこれまでの、たった20年ぐらいの、若者達の人生なんだけど、いろんなことを体験してるんですね。実にいろんなことが出てきます。はたちの感受性ですね。若い人達を感じる、この世のある種の理不尽さみたいなものが、こうやってゼミで可視化されてきます。それにみんなが一生懸命耳を傾けて、場合によっては新聞も取材に来てくれて、ネットにも流されていきます。そんな形でエンパワー、力をつけていくわけですね。こういうのがいいなと思って、ゼミで紹介しています。

最後、桃太郎のことです。これも学生達には大変うけるんですね。なるほどなと思って聴いてくれます。ぜひ、芥川龍之介の「桃太郎」を読んでください。ネットでただで読めます。短編です。知っている方、多いかもしれません。私達が知っている桃太郎とは全く違う話がそこで展開されています。殺された鬼の子どもから手紙がきました。「僕のお父さんは、桃太郎という奴に殺されました」っていう手紙がきて、芥川龍之介は短編小説を、これ、時間は逆転してますけどね、そんなふう理解してみてください、そんなふうに読むとおもしろいです。なぜならば、鬼はなんで悪いのかを説明されてないからです。鬼がなんで征伐されなきゃならないのかを、私達が知っている昔話の桃太郎では説明されてないんですね。っていうことを思いやると、全く話が違ってきますよというのが、芥川龍之介の桃太郎話なんです。これを学生達に、みんなで朗読しながら読んでもらいます。そうすると、今まで知っていた桃太郎話と全く違う桃太郎話になっています。ということで、ストーリーなので何が本当かは分からないんだけど、物語が入り込んでるんですね。

肌色の話から始まりまして、日傘の男、ちかんあかんの話などなど、重なっていきますとね。常識と知っていることのなかに、色々と探りを入れていかなきゃいけないんじゃないかなってというのが、皆さんにもお伝えしたくて、やってきている取り組みです。

更に家庭内の暴力のことについて話を進めていきますが、夫婦別姓もそうだったんですね。これは連れ合いから言われたんですよ。「名字を一緒にしたくない」。私が名字を変えるのも変だし、彼女が名字を変えるのも変だしということで、別姓にしたいので選択制にさせていただきますっていうささやかな要求が、日本の民法ではとっておいてないんですね。これは日本だけです。自分の名前は自分で決めたいということになるわけですね。その家族の中の民主主義、家族の中の人権が壊れていくのは、暴力を通じてです。DVと虐待が典型的です。虐待もふたつあります。子ども虐待と高齢者虐待。中に障がいのある家族の方がいらっしゃると、障がい者への暴力としても出てきます。例えば認知症のお年寄りへの暴力は、障がいとか病気と重なるテーマですよ。そんな形でテーマが大きいんですけども、ようやく日本社会も「法は家庭の中に入らず」ってことで、法は家庭の中にあまり入ってこなかったんですね。2000年にできたストーキング行為規制法も、恋愛感情に法が入り込んだわけですね。ストーキング行為規制法は恋愛感情を対象にしています。8種類の行為類型を定めてあります。法律が恋愛関係に入り込んでいいんだろうかということ scatter あの時も議論しましたが、やはり問題になる、事件として私達の前に現われてくるストーキングが多いので、八つの行為類型を定めて、これストーキングだよという形で、法律が介入することにしました。例えて言えば、1日に200回もSNSメールがきたらストーキングではないだろうか。うっとうしいですよ。でもそれはもしかしたら愛情なのかもしれないっていうようなことも議論になりました。それと同じですけどね、そんな形で家族の中に暴力が入り込むっていうのは、そういう要素を持ってるわけですね。DVは典型的です。DVは2001年に法律ができました。それまでは「法は家庭に入らず」だったので、「夫婦げんか」としてほったらかされてきたんです。ややこしい・やっかいだからというようなことなんですね。子ども虐待も「しつけ」だったんです。しつけの延長線上で体罰があったわけですね。今でもあります。でもそれを2004年に、虐待ですよということ で法律ができたんです。高齢者虐待もそうです。そんな形で、法が家庭に徐々に入ってきました。で、まずは被害者を救済しなきゃならない。被害に遭っている人は命が危ない。家庭の中で命が危ないって変な話なので、救済しようということで、法律ができていったんですね。この4月に4回目、法律が変わりました。その都度その都度、法律が強化されていっています。

それで、かなり大きな変化がありました。冒頭に申しましたように、私も内閣府で制度・政策を作っていく議論に関わっていましたが、結構大きな変化でした。DVがあると保護命令が発出されるんですね。保護命令って何かっていうと、夫婦間、内縁関係もあります。夫婦別姓でも、元恋人、元夫婦でも対象になります。保護命令っていうのは、接近禁止命令です。「この人に近寄るな」ということですね。考えてみてください、元夫婦、あ

るいは現在の夫婦ですよ。「近寄るな」っていう命令を出さざるを得ないってのがつらいですよ。でもそれが必要な保護命令。暴力がある、配偶者からの。身体に対する暴力はもちろんです。命の危険がありますから暴力ですと。更にそこにですね、自由・名誉・財産に関する脅迫。生命はもちろん、身体的暴力ですね。それから次、心身に対する危害、「心」という字を付け加えたんです。何かって言うと、心理的暴力です。心身に対する重大な脅威、心理的暴力を今次の改正で初めて付け加えたんです。心理的暴力と総称しておきますね。心理的暴力が対象になってくるんですね。あと細かいことはいくつかありますが、これは大きな改革でした。「お前はアホだ、バカだ、何をやってもだめな奴だ」って、殴りこそしないけども口で言い続けるってことは、ダメージを受けますよね。相当なダメージだと思います。「役立たず、誰が食わせてやってるんだ」そんなことです。数え上げればきりがないほど出てきます。こういうことを対象に心理的暴力と名付けていきましょうというのが、今回の改正なんです。前から指摘していたことなんですけどね、ようやくです。

ところが、日本の家族の現実はまだそこまでいってなくて、相談件数はものすごく増えてるんです。これは内閣府のデータの抜粋です。膨大に相談件数が増えていきます。ところが、配偶者から暴力被害を受けた時の行動として、被害を受けた人のうち、相手と別れた人は約2割。日本社会の特徴は、家族が大事だと思ってるので、暴力があっても離婚という選択肢は視野に入ってこないんですね。相手と別れた人は男女計だと15パーセント、男女別でも一緒です。ここですよ。別れたいとは思ったが、別れなかった。そもそも暴力があっても別れたいとは思わなかったっていう、男女で多少違いがありますが、この二つが一番大きいわけですね。なぜかっていうと、子どもがいたから、家族って、子どもを成して次の世代に伝えていきますので、子どもがいる。夫婦だけ、男女だけだと別れやすい面があります。ところが、子どもがいるのでなんともしようがなかった。子どものこと、その最大の理由は子どもを独り親にしたくなかった、特に女性は経済的な不安、養育しながらの生活は耐えられない、自信がない。女性の約4割、男性の約6割は、どこにも相談していない。孤立してるんですね。こういう話を、制度はできたけども、配偶者間暴力の防止を担う組織があるんですけどね。当然、鳥取県にもあります。それに相談に行かなかったんです。行かなかったんだけど、相談してるんです。なぜならば、つらいから。つらいから相談するんですね、誰かっていうと、家族・親戚・友人・知人です。私達に相談に来るんです、皆さんに相談に来る可能性があります。特に人権関係の皆さんだとすると、相談を受けやすいかもしれません。その時に先ほど言った、「ちかんあかん、助けなあかん」ってことです。傍観者でなくて、行動する傍観者になっていく。「そんなんよくあることやし、あんたも我慢しなさいよ」というふうに友人が言ってしまうと、これ、二次加害になります。ようやくの思いで相談に来た。身近な他者である私達が「我慢しなさいよ」と言ってしまうと、加害性を持ちます。「助けなあかん」と真逆ですよ。こんな形で、データが採られています。

もう一つ紹介しておきたいのは、DVからの暴力被害を相談しなかった理由は何ですか

って本人達に聞いたら、「たいしたことはない」「精神的暴力だったから」っていうのが、6割を越えてるんですね。明らかにケガをしていれば、暴力だよってことが分かるんですけども、言葉。先ほど述べた心理的暴力の場合は、なかなかそこまで助けてほしいって言いにくい。精神的暴力だったから相談しなかったという人達が数多くいるっていうことです。こういう現状にあるわけです。法律は作ったんだけど、立て付けが、相談しにくくなってるので、これはイメージです。身体的暴力は分かりやすいので。あざができていたり、病院に行って治療を受けざるを得ない場合は分かりやすいです。ところが、言葉による心理的暴力だけだと、なかなか見えないので表面化しづらいっていうことになっていきます。これをどうにかして言葉を作っていきたかったので、「モラルハラスメント」っていう言葉が、ヨーロッパのほうから入ってきました。これに多分、相当するだろうということで、フランスの精神科医のイルゴイエヌさんが作ったんですね。「加害者が相手を不安に陥れるためによく使う方法」と定義されて、モラルハラスメントと言っています。相手の意見や趣味・考えを嘲弄し、確信を揺るがせる、相手に言葉をかけない、人前で笑いものにする、他人の前で悪口を言う、釈明する機会を奪う、相手の欠陥をからかう、不愉快なほめかしをしておいて、それがどういうことなのか説明しない、相手の判断力や決定に疑いを差し挟む、いろんな言葉がこうやって名付けられてきたんですね。まとめてモラルハラスメントって呼んでますけど、心理的暴力のことです。

心理的暴力、こんなふうにして家族だから、親子だから、夫婦だからってつつい使ってしまうと、被害を、そんな言葉を浴びたほうがつらいですよ。ということになっていくという事態を指してモラルハラスメントと呼びました。そしたら、中国から来ている留学生が「先生、自分の国ではこの本はこんなふうに翻訳されています」ということで、持ってきた本のタイトルが「冷暴力」。リアリティがありますよね。身体的暴力、殴ったり蹴ったりすることを「熱」の暴力、「熱暴力」と、中国語では翻訳しているようです。さすが漢字の国ですよ、リアリティがありますよね。ものすごく伝わってきます。冷たい暴力、心理的暴力のことです。こんなふうに、漢字だけでもかなり想像力豊かになっていけるんですけども、沢山の言葉が、今日は紹介する時間ありませんけども、紹介されています。中身はこういうことです。今まで述べてきた話でいくと、心理的暴力のことです。まとめると、なかなか家庭の中のことっていうのが、外に発覚しづらくなっています。家庭内の暴力の対策の特徴ですよ、在宅、逃げられない・逃げない・逃げなくてもいいと思ってしまう。精神的・心理的暴力が多い。相談件数がうなぎのぼりです。DV・虐待がうなぎのぼりに、右肩上がりに増えていきます、子どもがいるからなかなか公にしづらかった。DVと虐待が交差する場合があります。子どもの目の前で夫婦が殴り合っている、これを面前DVと呼びますが、これは定義が狭いんです。面前じゃなくてもいいんです。面前だけじゃなくても、子どもは察知します。「うちの父さん母さん、仲悪いな」ということです。子どもは察知しているんですね。ですから、面前で殴ったり蹴ったりするということだけではないです。面前DVという言葉は、狭いです。

これ、イメージです。映像だけで見てイメージしてください。アメリカの虐待防止啓発ビデオです。「子ども達は見ている、子ども達は行く、子ども達は親の姿を見て育つ」ということを強調して、「子ども達は見ています、子ども達は真似をする、誰のか、親です」。そんなことを訴えた、「虐待はやめましょう」って話じゃなくて、あなた達の姿を、親達の姿を、子ども達は見ています。家族を通じて、やり方が子ども達に伝わっていきますよと、再生産されていきますよってということなんです。暴力でもって問題を解決しようとするあなたの行動が、家族っていう器を通じて再生産していきますよってということを訴えたんです。暴力の連鎖と呼んでいます。暴力はこんな形で連鎖をしていきます。(ビデオの)途中で出てきたクリーニング屋さん、アジア人でした。なんて言ってたかっていうと、「お前の母国に帰れ」と。人種差別ですよ。そんなことも言っていました。

もう少しもっと身近に引きつけて言うと、こんな研究があります。子ども達は、DV被害者の支援に関するガイドラインの作成に係る研究ってことをされたものから一部引用です。家族を通した暴力の連鎖と、今述べたことです。子どもの目線で考えると、暴力がある家族をこんなふうに見てますよということなんです。それで、うちの家族は、あるいはうちの夫婦や父さんや母さんは暴力で問題解決をしようとするんだと内心で考えています。強い者が弱い者を支配するのが当然で、弱いことが悪いと考えるようになる。僕も強くなりたい。自分がDVの原因だと思う、罪悪感や、DVを止められない無力感を感じる、自己評価が低くなる、楽しい時がいつ崩れるか分からない不安で楽しめない、家族が楽しめない、常に緊張を強いられ、安全感や安心感が育たない、他者を信頼できない。全く逆に、空想の世界に逃避していきます。これ、ゲームに没頭したりってということですね。で、激しい怒りが出てきます。こんな形で、だいたい4歳ぐらいの子どもさんから、家族の事情が察知されています。家族の日常として、今ビデオで流したようなことを、察知しつつ真似をする。こんなことの連鎖を断ち切りたいなと思っています。

資料に「暴力のある夫婦と子どものストレス」と書きました。「忠誠葛藤」、父さんや母さんが常に悪いわけじゃなくて、父さんや母さんの顔を見ながら、どっちに忠誠を誓ったらいんだろうか、どっちの味方をすれば、僕は・私はやっていけるんだろうか、忠誠葛藤、見捨てられるかもしれないという不安、よい子になりすぎて加熱現象をする、やたらと言うことをきく、悪い子になりたがる、自分が悪い子だったから両親が不仲になった、ファンタジー・空想の世界に逃げ込む、いろんな形で今声を紹介したものをまとめると、こんなふうになっています。でも親子なので、縁を切りたくないとも思っています。子どもの葛藤って複雑ですよ。少年非行の研究でも沢山出されています。子ども達が非行的行動に走ったり、逆に引きこもったりする、いろんな選択肢をああいう厳しい状況の中で選択していきますということですね。

それで、家族は感情の塊ですよ。喜怒哀楽を大事にする。だから家族なんですよ。会社とか学校とはちょっと違う人間関係が、家族の中に埋め込まれています。陽性感情・陰性感情が大変出やすいです。仮に陰性感情が出てくるとすると、それは「お前が悪い、お

前のここが問題だ、だからなんとかしなきゃならない」といって殴る。体罰ですよ。こんなことが発生しやすくなります。もう一つ発生しやすい現場は、部活です。コーチや指導者と生徒達の関係もよく似ています。家族と類似の関係になっています。あるいは上司と部下となりますと、ハラスメントが起りやすくなります。こんな形で関係性が独特なんですね。特に家族など親密圏はそうです。感情共同体と呼んでいます。ですから家族のよさがあるわけですね。でもそのよさは裏腹に暴力をはらんでいるおそれもあるということですね。家族は喜怒哀楽がとても豊かな人間関係ですから、大事なですね。でもそこに、やはり痛いものは痛いです。殴られる理由はないですよ。ということで、民主主義。冒頭紹介したような、民主主義がそこでどう機能するかですよ。ということが当面のテーマですということで、なってるわけですね。

ところが、これ、DV防止法の仕組みです。被害者が相談に行きます。警察や配暴センターというところに相談に行って、さっき言った保護命令が地方裁判所から発出されて、被害者救済に動くわけですね。ところが、その保護命令が加害者に到達するんですけども、こっちがないんです。加害者をどうするかって話が全く抜けてるので、これはだめですよって内閣府にかなり言ったところ、本年度から冒頭紹介しましたように、加害者プログラムを動かしていきましょうということになったんですね。ようやくここにきました。これは今ある仕組みです。被害者を救出する仕組みです。問題は加害者です。全てが、あるいはほとんどは刑事罰にならないんです。刑事罰にならずに、保護命令をもらうだけなんです。そこでうろたえるわけです、どうしようか。その人達に対してプログラムを提供しようということに、ようやくなったんですね。諸外国ではですね、その保護命令を受けた時に「あんたのやり方は関係性のつくり方がまずいので、こういう所に行ったらどうですか」という命令が出るんです。これを受講命令、参加命令と言います。そういうプログラムに行きなさいよという命令を出してくれるんですね。世界各地をだいたい回りましたが、よく似ています。よく似た命令制度が司法によってできています。日本はないので、私達が勝手にやり始めたんです。勝手にと言うと変な言い方ですけども、地方自治体と一緒にやってやり始めました。これは京都府と一緒にやって、私の大学の研究チームが加害者プログラムをやっているホームページです。京都府のホームページにこれ、出ています。京都府のホームページから、DVの加害で悩んでいる人達、きてくださいねっていう、カウンセリング・グループワークをしてるんです。ここに行きますと申込フォームが出てきて、私達のチームにやってきます。ということで、加害者対策を2019年から始めたんです。京都府、頑張ってくれたんです。ようやくです、本年度から、五つの自治体と一緒にやってくれてます。残念ですが鳥取県は入っていませんので、ぜひ鳥取県も含めてですね、やってもらいたいなと思っています。ぜひ皆さんも働きかけておいてください。

これ京都府が始めたんです。2019年からです。それで、画像は脚ですけどね、これ全部加害男性達です。京都でグループワークをしています。加害者を集めてやっています。刑務所の中では同じようなことをやっています。社会の中で、ほとんどが刑事罰に

ならないんですけども、問題行動があるのでなんとかしておきたいんですと。ですので、自主的ですけど、ここに来なさいよということでやっています。今ちょっと体制が整わないので、月に2回しかできてないんですが、本当は毎週したいんですね。諸外国もだいたい毎週しています。働きながら、社会生活を送りながら、自分の暴力的な行動を見直すというためのプログラムです。こういう形でやっています。19年度からですから、ずいぶん男性達が集まってやってきています。だいたい年間100人ぐらいやってきます。個人相談も受け付けています。動機付け面接をちゃんとしていきます。あんたのやってることは暴力だったよねっていうことで事実認識もしつつ、こうすればよかったんじゃないですか、暴力を振るってしまった価値観はなんでしょうね、というようなことで、エピソード、自分の家族のエピソードを沢山出してもらいながら、事例検討ふうに、どこが間違っていたのか、どこで道を間違えたのかということを議論するグループ療法をしています。

それで、ここに来る男達の全ては、子どもの時に暴力を振るわれていたんです。つまり、虐待を受けていたってことです。途中で子どもの内心の声を紹介しましたよね。あれを体験してるんです。それで、皆さんもそうでしょうけど、同じ体験をしたとしても、暴力を振るっていない男達になっていくのが大半なんですよ。それはなぜかっていうと、どこかに分岐点があるわけです。自分も虐待を受けてきた、部活で体罰を受けてきたけども、今はそうならない人達のほうがほとんどなんです。その人達がなぜうまく分岐できたのかっていうのは、社会との出会いなんです。いろいろヒアリングをしていきますと分かってくるのは、社会との出会いです。何かっていうと、主に学校教育との出会いです。今までずっと話をしてきたのは、学校教育とは比べものにならないほど、小さい時に影響を与える家庭教育です。皆さん達の仕事は、社会教育っていうのがもう一つ入っています。ですから、私達が人生で出会う三つの場面ですよ、家庭教育、学校教育、社会教育。それぞれに「脱暴力」「反暴力」という思想が根付くといいですよ。ところが、家庭教育っていうのはなかなか、教科書があるわけじゃないので、コントロールしにくいですよ。ですから、こういう研修会がとても大事になってくるんだと思います。かつての被害者がそういうふうなことに会うことなく大人になっていくと、ここにやってきます。ですから、どこかで学び損ねたんでしょうね。あるいは違った問題解決の仕方を学んでしまったんだと思います。で、何かに直面した時に暴力でもって相手を動かそうとするように、別の学習をしてしまったんです。暴力でもって問題解決をしよう、言葉で強く言って問題解決をしようとするように学習してしまったので、これを「unlearn する」っていうことなんですよ。「学び落とす」っていうことです。そんな古い学びは捨てましょうということで、冒頭申した団体の名前が UNLEARN なんです。学び落とすっていうことです。余計なものは学び落としていきましょうということなんですよ。

こんな取り組みをしています。今度は大阪の児童相談所で「あんたのやってることは暴力的なしつけだよ」っていうふうにして、児童相談所が介入した後に親に向かって「ここに行ったらどうですか、ここに行ってみなさいよ」ということでつくったのが、「男親塾」

です。大阪全域でやっています。大阪府、大阪市、堺市の三つの自治体と一緒に、つまり大阪全域で、暴力でもって子どもを育てようという価値観を持ってしまった、ゆがんだ学習観で学んでしまった親、特に父親へのアプローチを、脱暴力のために仕掛けています。これも画像は脚ですけどね、大阪でやっています。虐待する父親達のグループです。同じように、何をやってるかという、パートナーシップのゆがみを是正することです。親子っていうのがパートナーシップなので、夫婦であるとこれは男女関係であることが多いので、ジェンダー問題が入ってきますよね。女性蔑視みたいなことも当然入ってくるので、これを修正していきたいわけです。

親子っていう関係の中でですね、力関係のものすごく違いがある中で、大人が適切に付けていく。暴力でもってしつけようとする、さっきのビデオのようになります。父親がやることを、子ども達は真似していくんですね。真似していくと、真似していく子ども達が大きくなると、男親塾にやってきます。つまり加害者になっています。あんなふうにして学習していったり、自分が被害者として存在していたんだけど、乗り越えたからこそ、大きくなったと思う男親になっていくと、ここにやってきます。特に男の子の育ちの中で、競争とか暴力とかいうのが、結構つきものなので、これを除いていきたいわけですね、こんなことをやってるっていうことです。

まとめて言うと、**unlearn** ですね。暴力でもって問題解決をしようとしてきた、自分の学習してしまったことを、脱学習していこう。**unlearn** と言います。これは一人では不可能なので、刑罰だけでも不可能なので、ああいうグループに来てみませんか、カウンセリングでもいいです。これを治療共同体といいます。脱学習のための責任、サークルといいます。円をつくって、グループで先を見据えていこう、こんな取組みなんですね。諸外国で全部やってるので、日本でも心理社会的課題として取り組みたいなと思っているところです。これは刑務所の中とか、それから保護観察所でもやられるようになってきて、これは法務省の取組みですけど、関係性領域と訳しています。関係性領域で問題を起こした人達を対象に、独自の教育的取組みをしています。分かりやすいですよ、関係性領域、その筆頭は児童虐待・DV・ストーカーです。「関係性の病理」と呼んでいます。あとは不良集団、反社会的集団、社会適応が困難な人達、それで犯罪を犯した人達、それから薬物等依存問題がある人達に対して、刑罰以外の教育的アプローチを試みるようになってきました。刑務所でさえそうなので、社会の中でやっている場合には、もっとやりませんかっていうことです。先ほど紹介した私達のグループに、長い人では3～4年通っています。更に男親塾なんかは、子どもの育ちがありますので、18歳まで来てくださいということも言っています。ただ、司法が関与してないので、強制力がないんです。強制力がないので、来れる人だけ。来れる人だけがやってくるっていうことは、それなりに考えている人達ってことですよ。場所がなかったの、今までそんなこと誰も教えてくれなかった。父親になっていくにはテキストがないです。テキストがあればいいっていうものでもありません。こうやって混じり合いながら再学習していくしかないですよ。自分の親父がやってきた

ことを真似しないということですよ。そんなことも考えて、色々取組みをしているということですよ。

資料は心理的暴力の例示です。いくつかアセスメントと称して、こんなのが心理的暴力になりますよ、関係性の病理を見る視点として、いくつかアンケートをつけてありますので、こんなふうな視点で見たらどうですか。まとめて言えば、相手をコントロールする、関係をコントロールするタイプの暴力というふうに、心理的暴力をまとめて言います。関係をコントロールする、いつまでも関係をつくっていくことを強いる暴力、なぜならば、逃れにくいからです。逃れたくない面もあるからです。長く一緒に家族を営んでいると、そういう面が出てきます。しかしそこには民主主義が必要なのでっていうことで、ヨーロッパ等の法律ではこんなふうになっています。「経済的な虐待・脅し、子どもを使った脅し、秘密を暴く、家財を壊して脅す、外出させない、働くことを禁止する、孤立させる、メシを食ったり・寝たり・風呂に入ったりする、こんな基本的欲求を剥奪していく、時間を統制する、外に行くなと言う、デジタルコミュニケーションを使うなと言う、辱めや、非人間的な規則や行動を強いる、価値剥奪。

全体として、関係性に閉じ込めておくことを強いるような、関係コントロール型暴力というふうに、ちょっと難しいですけども、名付けて特徴付けています。こんな形で、あと参考資料です。まとめればこんな図になるということです。更に、加害者には男性が多いので、男性性ジェンダーの問題を、私達は重視しています。男性性ジェンダー、こんなふうに男らしさ問題が出てくると、小さい時からの育みが大事ですよということですよ。

時間がきてしまいましたので、最後、これだけ紹介しておきます。私のところの院生が、今パリで調査をしていて、これ、パリ市が作って、翻訳してくれたんです。「暴力定規」と言います。あなた達もし恋人同士だったら、こんな関係になってませんか、チェックするための暴力定規です。関係を楽しんでいるようですね、関係ちょっと危ないですよ、一番下はセックスを強要するです。こんな形で、暴力定規というのを、小中学校で全部配ってるようです。日本でも配りたいなと思って翻訳してくれたんですね。同意とは何か、対等性とは何か、権利とは何か。こんなことを親密な人間関係から気付いていくことこそが、脱暴力の大きなテーマですよ、っていうための気付きです。

最後にこれだけ紹介しておきます。私の娘が未就学の頃、子育て体験記を私、読売新聞に書いてたんですね。当時SNSも何もないもんだから、国際電話しかないの、アメリカにはプレスクールというのがあって、小学校に上がる前に半年ぐらい、日本で言えば幼稚園みたいところで過ごすんですね。そのプレスクールに通い始めた娘が心配で。今はSNSで簡単に繋がりますが、当時は国際電話しかなかった。それで、一番最初の日に、娘が心配で、「今日はどんな入学の日だったか」「アジア人はいたのか」とかですね、「クラスは何人だったか」とか「先生はなに人だったか」とか、色々聞いたんですね。そしたら、娘が電話の前でつまってしまってたんです。はっきり言えなくなっちゃったんですね。これはやばいなと思って、「今日初めて学校に行ったけど、今日の気持ちは何色か」って聞いた

んです。そしたら英語で「yellow」と言ったんです。黄色だって言ってくれたんです。そう
かじゃあ、黄色だったら、だんだん慣れていくと青色になるのかなと思って、心配性な私
は聞いたんですね、そしたら、いや違うよお父さんと、話が違ってですね、「クレパス買
ってほしいの」って言ったんです。沢山の色のクレパス、36色ぐらい入ったクレパスが
あって、それは高いんですね。12色だと100円ショップで買えますけどね、それで、
どうしたのって言ったら、親バカな話で申し訳ないんですけどね、どういうことなのって
聞いたら、「今日は黄色だったけど、明日はなに色になるか分からないから、なに色になっ
てもいいように、36本入ったクレヨンを買ってほしいの」と言ったんです。それで、娘
は賢いなと思って。何を言いたいかっていうと、自分で自分の気持ちの色は決めることが
できるということに気が付いて、安心したんです。黄色か、赤か、黒か、どうでもいい。
むしろ親に出来ることは、36本の色を買ってあげることだ。娘は自分で自分の気持ちの
色を決めることが出来るようになったんだなあ、5歳の娘に対してね、そう思ったんです。
自己決定です。自己決定できる力がついたなと思ったので、安心したんです。なに色でも
よくなったんですね。これを、レポートトークとラポートトークと言います。私は聞いて
しもうたんです。「なに人だったか」とか「いじめがあったか」とか。レポートトークを求
めたんですね。記録を求めたんですけども、彼女は信頼関係をもとに話をしてほしいかっ
たので、ラポートトークに切り替えたらうまくいったので。両方必要なんですね、レポート
トークとラポートトークっていうのを、読売新聞に連載してた、ナマのものを持ってきました。
そんな形で、コミュニケーションの中に信頼関係が宿るといいなということで、こ
れも小さな民主主義ですよ。

そんな形で、あとは見ておいてください、文献とか。UNLEARNっていうのは、そうい
う意味でつくったんですね。これは700ページくらい、私の書いたものが格納されてま
すので、また見ておいてください。ということで、5分ぐらいオーバーしましたが、
私の話としては終わって、午後の有意義な討論に結びつくといいなと思って、あれこれ話
をしてきたつもりです。どうもご清聴ありがとうございました。

(質問)

講演では触れられなかったんですけども、離婚の場合ですね、今「子どものために離婚し
たい」というケースが本当に多くあります。なのに今ちょっと、法的な動きがですね、
共同親権っていうことに流れつつあって、本当に離婚を難しくするっていうんでしょうか
ね、子育てを難しくするっていう状況が生まれておりますけども、この共同親権導入の動
きについて、どうお考えでしょうか。

(回答)

ありがとうございます。さっきの男親塾とか、DVグループワークに来ている男達が、一
部それに該当するんです。それで、共同親権がおった国会の日に、朝日新聞に私もコメ
ントを、結構長く載せたものがあるんですね。それで、全てが共同親権になるわけじゃな

くて、単独親権と共同親権が家庭裁判所によって選択できるということで、特にDV・虐待がある家族の場合の、離婚後の共同親権については慎重になるべしということで、単独親権もあるということになっていますが、グレーゾーンがあるので、この場合はぜひですね、ああいうグループワークに参加することも大前提にしてほしいということで、もし調停がですね、あるいは共同親権だということで家庭裁判所が流れていくのであれば、仰るように離婚は大変困難なことになっていくので、単純には離婚、子どものためにとはならない場合には、ああいうプログラムをぜひ引っかけてほしいというふうに私は思っています。それと、もし面会交流が、共同親権で続くようであれば、非同居親として、虐待した父親、DVのある夫は、非同居親として面会交流を続ける場合は、条件が要るだろうというふうに思っています。ですから、まだ司法が、家庭裁判所がそこまでうまく関与してもらえばね、まだ私達も協力しやすいのかなと思っていますところ。諸外国では全部引っかけていくんですね。一緒に、セットでやることになっていきますので、ちょっと私も発言をしていきたいなと思っております。ありがとうございます。

分科会

【各分科会発表者一覧】

第1分科会 (1) 河本 勢津子 さん

第2分科会 (1) 田中 昭子 さん (ほっとここ)
(2) 田中 直美 さん (あんしん相談支援センター)

第3分科会 (1) 上口 俊一 さん (部落解放同盟倉吉市協議会)
(2) 佐伯 孝代 さん (高城地区同和教育推進協議会)

第4分科会 (1) 福永 幸男 さん (倉吉市身体障害者福祉協会)
(2) 川上 佳恵 さん (鳥取県立倉吉養護学校 PTA)
(3) 吉田 綱司 さん (明倫地区振興協議会)

第5分科会 (1) 佐藤 淳子 さん (NPO 法人ファザーリング・ジャパン中国)
(鳥取県人権教育アドバイザー)

第1分科会 「コロナ禍後のあなたに居場所がありますか？」パート2
(分野)地域社会と人権 (形式)講演・グループワーク
(会場)エス・パック未来中心セミナールーム3 (参加人数)38人

1. 開会のあいさつ

2. 分科会の進行説明

(アドバイザー) 元倉吉市社会福祉協議会事務局次長 河本勢津子さん

3. 日程進行

- ・グループ (グループ4名で構成)
- ・自己紹介、アイスブレーキング、グループ内の役割決め (記録・発表者)

4. グループ討議

討議①

コロナ禍後の暮らしにくさ、日々のモヤモヤ、今起きている課題を討議

討議②

- ①で出た課題に対して、安心して暮らせる社会になるために出来ること、よりよく暮らせる方法等を検討。

5. 各グループの討議報告 (7グループ)

①課題

- ・急速に進んだデジタル化 (リモート、セルフレス・ロボット) した。
- ・対面で話をする機会が減少した。
- ・地域、公民館行事の縮小、減少した。
- ・病院や施設での見舞い、面会に制限がかかった。

- ・ イベントでの入場制限された。
- ・ コロナ禍後のみでなく、現在、関係性が薄れた社会での独立、孤独が見られる。(2040年半分は単身世帯)
- ・ マスク着用、消毒に気を付けるようになった。
- ・ マスク着用した方がいいのか(?)「自己責任ですよ」と言われても状況により変化があり、情報が入らない。
- ・ コロナ禍前に戻りたいが、共有が難しく、イメージが出来にくくなっている。(以前出来ていた行事が出来ない)
- ・ 情報過多になっている。(コロナ感染症について過剰な反応をする)
- ・ 近所付き合いが希薄になり、困っている人の発見が遅れる。
- ・ 葬儀での様式が変化(家族葬 etc.)した。
- ・ SNS で誹謗中傷が増加した。

②解決方法や対策等

- ・ 解決するために出来ることから行動。まずはあいさつ(コミュニケーション)。
- ・ 声掛け、ご近所との関係づくりが大事。
- ・ マスク着用、消毒に気をつける習慣ができた。
- ・ 地域によっては行事が戻ってきている。
- ・ 個人の集まり、つながりを大事にしている。
- ・ あいさつを交わす、近所付き合いをする。
- ・ 子ども同士、親同士のつながりを大切にする。
- ・ 地域でラジオ体操をして集まる場での情報交換をする。

- ・防災対策を地域全体で行う。
- ・地域みんなが協力をする姿勢が大切。
- ・人が集まる場所を作る。
- ・集会、ボランティアなどの再開を進める。
- ・ネガティブからポジティブな気持ちに変わる。
- ・SNS やメールをツールとして上手に使う。
- ・正しい知識を身に着けることが必要。
- ・現在少子高齢化により疎遠になった人間関係回復の為 LINE でつながる。

6. アドバイザーの助言・講評

大切なのは 「人と人とのつながり」

- ・やはり挨拶や声かけは大切だと思います。
- ・厚生労働省でも孤独孤立対策が進められています。人口減少、限界集落も増えてきて、身内の関係性も薄くなってきました。
- ・2040 年頃にはおそらく世帯の半分以上が単身世帯になる話があります。
- ・いろいろな情報が有る中で、間違った情報に振り回されず、自分で正確な情報をピックアップしていく能力も必要になってくると思います。
- ・イベント等が減少し伝統や行事の継承が難しくなっていました。
- ・隣近所の付き合い、防災対策等お互いの顔が見える関係で情報交換することで関係が深まると思います。
- ・今回の討議は昨年度に引き続き同じテーマで実施されましたが、昨年を振り返ると、コロナ対策が5 類になったばかりで、臨場感のある話が多かったように思います。

- ・「自助」、「互助」、「共助」、「公助」という言葉を聞かれたことがあると思います。「自助」は一人一人、家族の取組。「互助」は近隣住民、ボランティアの取組活動など。「共助」は例えば介護保険制度など皆でお金を出し運営していくこと等。「公助」は行政の制度・施策など。
- ・これから少子高齢化で大切になってくるのが「自助」と「互助」になると言われています。
- ・「行政に頼れば良い」という時代ではなくなり、これからは一人ひとりの意識を変えとか、近隣住民で助け合うということが必要になる時代になると言われています。
- ・コロナ禍で一時期、人とつながりができなくなりましたが、でもこれから私たちは、また新たなつながりを作っていかなばいけないんだろうなと思います。
- ・つながりってという言葉は、よく聞きますし、いい言葉だなと思います。皆さんぜひ、誰かを気にかけ、気にかけてもらう関係を作っていただけたらありがたいなと思います。

(河本アドバイザーのエピソード)

先日、能登半島地震でのボランティアとして、金沢市を訪れた。被害の大きかった地域から「みなし仮設」に避難されてきた被災者さん1日あたり15～16軒を訪問し、話を聞いてまわった。

話を聞くと、被災者の方たちは、にこやかに話されていたが、中には急に泣き出す人がたくさんいた。「こんなに人と話をしたのは久しぶり。知らない土地に避難し、知らない人ばかり。避難してもほかの人とつながる事がなかなか出来ない。」と現状を話された。家は全壊・半壊で帰る家がないけれど「地元で早く帰りたい」と話された。

大切なのは「人と人とのつながり」なのだと身をもって強く感じた。

第2分科会 「子どもと地域のつながりのこれからを考える」

(分野) 子どもの人権

(形式) 講演・グループワーク

(会場) 倉吉交流プラザ視聴覚ホール (参加人数) 71人

○ねらい

子ども食堂やその他の支援など、従来の取り組みがコロナ禍でどのような困難に直面したか、今後どう取り組まれていくか、また、子どもに寄り添うためにどのような取り組みがなされているかなどについて知る。知ることから自分ごととして考える機会とする。

Ⅰ 発表

○こども食堂「ほっとここ」 代表 田中 昭子さん

コロナ前・コロナ中の活動

老若男女問わず誰もが参加できる行事（花の植え付け、地域のイベントへの参加、小・中・高校生の人権学習への協力、芋掘り、クリスマスコンサート、弁護士相談会等）を四季を通じて実施。子どもたちの学習支援を含め、食事を中心に他世代との交流を図りながら地域の中で社会性を養う取り組みを行っていた。

コロナの流行時には、活動を自粛しようとも考えたが、周囲から「閉めないで」「やってほしい」との手紙や電話などがあり、衛生面を考え、エアコンクリーニング、マスクの着用、アルコール除菌、部屋の区切りなどを徹底し、やり方を弁当のみの提供に変えて実施した。

一斉休校時の子どもたちの居場所としても口コミで広がり、学区を越えて小鴨・明倫・成徳・上灘地区から十数人が1週間を通して来所。朝の6時半から子どもを受け入れていたので親の安心感も得られていた。弁当の提供は毎日ではできないため、スーパーの移動販売、パン屋の協力も得た。子どもたちは他地域の初めて出会う人との交流で1週間の間に精神面などいろいろなものを得ていた。「さようなら」、「また来るね」と笑顔で帰って行く子どもがたくさんいた。

感染者の情報が入ると、子どもたちをどうするのかを考えて学習面のサポート（資料・テキスト）などを準備、家族には食料品の提供品を玄関先に置き、このことが子ども・保護者の不安払拭へつながった。

子どもたちの現状と課題

児童憲章の前文に、

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

と掲げられている。私たちにとっては「当たり前だよな」と思うことだが、子どもたちを取り巻く社会の現状はどうか。今まさにこの前文で言われていることが必要な時期だと思う。

私たちの明倫地区でも、学校や児童館、まち等で様々な課題が見られる。地域に溶け込めず孤立化している家庭がある。貧困、育児放棄など、劣悪な環境の中に置かれている子どもたちがいる。地域で生きることが難しくなっている。これらの課題は、地域はもちろん隣でも気がつかない一見普通の家庭の中にある。



家庭では、子どもの思いを聞かず親の一方的な考えの押しつけて、子どもたちは萎縮してコミュニケーションが難しくなる。食事においては、貧困による食生活の質の低下から健康状態が悪くなり、「集中力の低下」から「学力の低下」にも影響し「他児童との差がつく」ことにつながる。家庭内での居場所がないことによる自己肯定感の低下につながり、社会の中で希望や誇りが持ちにくくなっている。

めざすところ

ほっとここではあたたかい食事や学習を通じて、親子で向き合う場所や居場所づくりを行い、他世代との交流を図ることで社会性を養うことができるしくみをつくることを目標としている。子どもたちに自信を持ってもらえるような活動をしていきたい。

自立し自己肯定ができる子ども達を育て、社会に出る力をつけることが、子どもたちの将来の社会保障につながると考える。

エピソード

- ・自分の子どもの評価が低い保護者がおられ、「良いところ探し」をすれば評価された子どもは喜ぶよとアドバイス。
- ・毎日の手料理は難しいという人に、買った惣菜をそのままではなく器に盛り付ける工夫をして食欲がわくようにすると良い、食べることは生きることだよ、と伝えている。
- ・朝ご飯抜き、昼、夜はほっとここで食べたいという子どももいる。
- ・初対面の大人と食事を共にすることで普段苦手で食べない食材も食べる子どももいる。
- ・レストランだと罪悪感があるが、ほっとここは家族を感じるから罪悪感がないという家族もおられた。
- ・中学3年生4人が進路に迷い相談に来たことがあり、過去に来所していた高校生・専門学生を招き、進路相談会を開くことで進路を決定できた子もいた。この子たちから「現在楽しく高校生活を送っている」と聞いた時に「こういった子どもたちの居場所をつくっていきたい」と思った。

質疑・応答

Q：小学校・中学校との連携があるのか。あればどんなことをしているのか知りたい

A：小学校は、2年生、6年生が生活科・生活体験の学習で「ほっとここ」について調べたいという場合に話をしに行く機会がある。「どういった場所なのか」、「何をしているのか」などの説明をしている。高校の人権学習への協力として、先生や保護者会役員が来所され、子どもとの関わりについて話をしたこともある。

Q：子どもたちの食事後の過ごし方はどのような様子か

A：コロナ前後で違う。現在は中学生は勉強をしている。家族で利用をして家族間のコミュニケーションの場となっていたり、塾の合間の居場所としても提供もしている。食事の量を老若男女とわず同じ量で提供。食材の産地など食事を中心としてコミュニケーションがとれるようにし社会性を養う話ができるようにしている。

○発表 あんしん相談支援センター 所長 田中 直美さん

「未来へ つなげる まちづくり」——あんしん相談支援センターの取り組み

所属の倉吉市社会福祉協議会（以下、「市社協」と表記。）は、「福祉のまちづくりを進めること」と

して9つの機関で成り立ち、誰もが社会参加できる地域を目指している。

あんしん相談支援センターは、平成27年から総合相談窓口として、以下の事業を行う。

▶生活困窮者自立支援事業

▶倉吉くらしの応援団（＝制度にない物の支援）

▶貸付事業

▶日常生活自立支援事業

▶成年後見事業

▶多機関協働事業（複雑化・複合化した世帯の課題解決に向けた支援を行う）

▶専門相談事業

令和5年度から倉吉市における「重層的支援体制整備事業」が開始となり多機関協働事業を市社協が担う。複雑化・複合化した世帯への支援として専門職・地域関係者と会議を行い、役割分担・支援の方向性と決めるとともにネットワークを構築していく。

【あんしん相談支援センター（相談支援事業）】＊配布資料より



支援を行っている理由

・外国と比較して、日本は子どもたち（～39歳まで）の自殺が多い。

「なぜ悩みを抱えていても相談できないか？」

⇒日本人は我慢強い国民性を持つ、常に人並みを求められる、人に迷惑・心配をかけたくない気持ち、「助けて」と声にしない。

・思春期の繊細な悩みを抱えている子ども、DV被害などを受け自己肯定感が下がっている子どももいる。（全国的にDV・虐待相談が増えており課題も複雑化してきている。）

・令和6年度から「第5期倉吉市地域福祉推進計画」が開始され、「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくりの実現」をめざす。

＝一人ひとりが身近な人を気にかけていく、少しお節介ができる体制づくり。

・孤独・孤立・人間関係が希薄化するとさまざまな問題が起こりがち。

- ・分野が複数にまたがる課題をかかえていても支援が届いていない人、支援を拒む人がいる。
⇒「人と人とのつながり」が大切。相談窓口は、課題を抱えている人とのつながりをつくり、1人ではなくその世帯の課題から、機関や地域のネットワークにつなぐことを心掛けている。
- ・市社協生活支援コーディネーターが拡充され、地域づくりのお手伝いを実施。
例として、子どもから高齢者までの活動支援、地域防災、「支え愛マップ」づくり（地域の中に生活している人を知る、防災の学習の一環）

未来に向けて

- ・倉吉市は、10年で4,000人ほどの人口減少があり、持続可能な地域づくりをめざす。
- ・親は子どものがんばりを応援し、子どものSOSに早く気づくことが大切。
- ・地域活動に積極的に参加し地域を大切に思う気持ちを後世に伝えることや、家族や地域の愛をもって、子どもたちと「倉吉で生まれて良かった」「倉吉を盛り上げたい」と思える未来をともにつくりたい。

2 グループワーク ——10グループに分かれて話し合い、お互いの考えを伝え共有

◎取組発表を聞いて感じたことなどの感想

☆こども食堂「ほっとここ」

- ・どの地域にもあれば良いが、難しいだろうな…
- ・こうした施設が増えると良いと感じた。
- ・他世代との交流が地域を知る事につながる活動であることがわかった。
- ・近所の人との関わりが大切と感じた。
- ・食事を通して社会性を養える場だと知った。学習支援もしている事に驚いた。
- ・子育て世帯としては安心して子どもを送り出せる居場所なのだと感じた。
- ・子ども食堂と名前がついているが、子ども達の居場所、コミュニケーション、社会性が自然と身につく場であり、他世代との交流も取れ良い場所だと思った。
- ・「食べることは生きること」が心に残った。
- ・生きる力を育む、孤独を防ぐ取組をしていると知れて良かった。
- ・細かいことをもっと知りたいと思った（活動内容・雰囲気）
- ・周知をもっとしたら良いのに。
- ・リアルタイムで混み具合がわかるといいと感じた。
- ・夏休みなどは外にも行けないから、子どもの集まる場所があって良いと思った。
- ・働く人もボランティアとなっているから運営が大変ではないかと思った。
- ・頼れる場所があるということを、多くの人に知ってもらえたら良いと感じた。
- ・学校と家庭以外の居場所があることの大切さ
- ・食だけでなく「お弁当を真ん中にして、社会性を育てる、自己肯定感を育てる」などの深いねらいを持っている事に感心した。
- ・ほっとここは、「体の栄養」+「心の栄養」と両方につながっていて良いと思う。
- ・家庭の経済格差が根本。親が周りに関わりたくない、なじめない、こういった場合の子どもの居場所の確保（救済）は難しいので、ほっとここの取り組みは良いと感じた。

☆あんしん相談支援センター

- ・「SOSに気づいてあげるのが大人の役目」→言える雰囲気が大切だと感じた。
- ・あんしん相談支援センターのような取組があることを初めて知った。様々な状況がある家庭を幅広く支えておられる事が知れた。
- ・アパートに住む人が多い地域では、外に出てきて新しいコミュニティをつくれるようにしていきたいと思った。
- ・子どもに関わる課題の発信をし、周りがどう関わるかを考えることも大切になるのではないかと考えた。
- ・個人情報が出れないか心配な人もいるのではないのかと思った。
- ・課外授業で学校に行き、子どもたちにも知ってもらおう活動もしてみようかと感じた。ほっとここ・あんしん相談支援センターの活動紹介などでも…
- ・手をさしのべてくれる、相談させてもらえるところがあることが有り難い。
- ・相談してもたらいまわしされてしまうことがある。あんしん相談支援センター、重層的な支援がワンストップで非常に良いと思った。
- ・支援の先がどうかという視点も必要ではないかと感じた。
- ・中学校進学の際に制服購入に苦労した人が「制服リユース」で「助かった」と聞いた。こうした活動がもっと知られていたら良いのにと考えた。
- ・今は人と深く関わりの無い時代。家族だけでは子育てできない。地域とつながり、その中で育てていくことはすごいと思う。

◎実現可能かどうかはさておき、こんなことができたらいねと思われることは…

- ・大人同士のつながりができる場所づくり
- ・子どもの居場所づくりを広げる。と同時にその活動を周囲に知らせる。
- ・地域でイベントを開催し大人が関わっている姿を子どもに見せる。
- ・SNSやまちコミの活用をしていく。リアルタイム発信ができる環境があるとよい。
- ・制服のみでなく学校で使う備品（算数セット・粘土版・引き出し等）再利用できるものを次の人につないでいける仕組み
- ・困った時の相談場所の周知
- ・公民館での学習支援があると子どもの居場所になる。
- ・体験活動ができる場所があれば生きる力を育むことができる。
- ・障がいのある子どもたちが豊かに生きられる居場所があってもよいのにな…
- ・地域で子どもを育てていく体制づくり
- ・子どもだけでも安心して参加できるイベントの実施
- ・つながりを増やすことで、居場所・相談ができる場所となり、子どもが子どもらしく居られる場所へとつながる活動
- ・今回のような会の定期的な開催（知る機会の場づくり）
- ・自治公民館ごとの発表されたような活動
- ・赤ちゃんから高齢者まで一緒に集える場づくり
- ・子どもは地域の宝！！子どもを笑顔にするためにそれぞれが何ができるか考え行動すること

3 まとめ

本日は、子どもたちがそれぞれの場所でどんなことに困っているか、また、言葉ではきいたことがあるが詳しくは知らなかった「こども食堂」などの実際の活動を聞くことで多くのことを知る機会になった。

私たちは知らないことがあった時、そのままにしまったり勝手なイメージで捉えてしまいがち。当事者の話は新たなことを知ることができ、いろいろな活動を知ること、課題を詳細に知ることができ、本当の困りごとにたどりつくことができる。

学校で生徒と「朝ご飯食べた?」、「食欲がなかったので食べていません」などと話をするが、よくよく背景を見ていったときにその言葉はどこまで真実だったのか、家庭でいろんなことがあったのかもしれない、支援をうけているかもしれない。今日の二つの取り組みの話を書くことでこうした背景があるかもしれないという新たな気づきを得られたと思う。

まずは「知ること」がスタート。

実行委員会で分科会の運営を考える中で、「自分だったらどうしようか」を考えてもらいたいハードルが高いという意見もあった。「知ること」を中心に、そこから参加者が考えたこと思ったことを伝え合い、それをいろいろな人に聞いてもらい、いろいろな考えを聞くことで新たなやりとりが生まれることをねらいに「こんなことができたらいいいね」を話し合ってもらうことにした。

午前中の講演会でいろいろな考え方、生き方にふれていくことが学びなおしにつながり、必要なこととあった。この分科会でもそれが展開されていた。新しいこと知らないことに出会った時、自分で考えたり他の人の考えを聞いて、持ち帰って自分の立ち位置から何ができるかを考えることができれば、今日の会の意義があったと思う。

子どもたちのしんどい姿、がんばっている姿にどう関わってこられたか、そういう活動から何を学ぶことができるか。活動されている人・団体と同じことはできないかもしれないが、思いや気持ちの中で重なる部分を自分の中に見つけ、新しい何かができるといい。

「子どものSOSに気づくことが大人の役目」、「多くの人にほっとここやあんしん相談支援センターの活動が伝われば」という意見があったが、参加者の皆さんも今日聞いた活動や話し合いについて、いろいろな場面で広めていただきたい。



第3分科会 「聴いてみよう！話してみよう！」

(分野)同和問題

(形式)ミニ講演・グループワーク

(会場)倉吉交流プラザ第1研修室 (参加人数)45人

※ 以下は、グループセッションで付せん紙に書き込んで出された意見・思いを抽出したものです。

A ミニ講演の感想・疑問

①上口俊一さん(部落解放同盟倉吉市協議会):「自覚なき差別から考える」

②佐伯孝代さん(高城地区同和教育推進協議会)

:「コロナ禍があったことで 見つけたこと

~できない時だからこそ 考えたこと・得られたこと~」

B 同和問題学習について、自分のまわりの状況は？

C 今日思ったこと、感じたことを、今後はどう活かしたいか。

A ミニ講演の感想・疑問

①上口俊一さん(部落解放同盟倉吉市協議会):「自覚なき差別から考える」

- ・部落差別が見えにくくなっているが・・・倉吉市でも、問合せ事象など部落差別があることがわかった。
- ・無自覚による偏見・差別意識は、本来、人間が持ち続けているもの。日々の自己コントロール・チェックが大切。
- ・問合せにたいする、窓口対応の方の話し方や対応の言葉が整然。反差別の立場。勉強になった。
- ・部落問題を知らずに偏見で差別をしてしまう。知らず知らずしている人が多いので、意識していかないといけない、と思った。
- ・問合せをした50代前後の人たちは、学校同和教育を学んだ年代。差別の再生産につながっていないだろうか。
- ・知らないこと・関わっていないことが差別につながる、と知った。
- ・正しいことを知るためには、ネットだけにたよらないことが大事だな、と思う。
- ・「部落問題を知らなくても部落差別をする」には、部落出身者としてよくあることだと理解した。時代が変わっても続いている。
- ・若い女性からの問合せの件: 学校での同和教育がしっかりとされていれば、女性の行動も変わっていただろうと思う。学校同和教育の大切さ。
- ・今も社会構造に差別のしくみが存在している。無知・無関心ほど、差別に荷担してしまう。
- ・インターネットが広がったおかげで、子ども自身何も知らなくて検索した事を信じて

本当のことだと思ってしまう。(真実かどうかは考えず)

- ・もし同和地区のことを勉強したいという思いで、問合せがあった場合、市役所としてどういった対応をとるのか？
- ・差別をしたつもりではないけれど、よく考えると、無意識で差別的な行動をしている。
- ・「自分が行っている行為が『差別』につながっている」ということに、気づかない（気づいていない）。無知による。
- ・差別は悪いとわかっていても、どう対応するのが「正解」なのか、分からない。
- ・知らない、学んでないことが、差別の（再）生産につながることを再認識した。自分自身を含め、その知らない人たちに、どうアプローチしていけばいいかが、今の自分自身の悩み。
- ・小中学校では人権劇を行っているが、家庭ではあまり話したことがなかった。気づかず自分も差別しているかも？と気づかされた。
- ・部落問題学習の継承をどうするか。教員の中でも、若手は県外の人が増えている。保護者研修も、どう学ぶ場をしくむか。
- ・部落差別をする人は、知らないからか？ 偏見からか？ 間違った知識？
- ・差別事件②の女性は、部落差別を知らないでこういう問合せをしたのか？ だとしたら、知ることで変わるのか？

②佐伯孝代さん（高城地区同和教育推進協議会）

：「コロナ禍があったことで 見つけたこと

～できない時だからこそ 考えたこと・得られたこと～」

- ・学習機会が減ったこの5年間で、意識が鈍くなったのでは。
- ・町内学習会：各町の取り組みが人権から離れる傾向がある。意識が低く感じる。
- ・町内学習会に中学生参加と聞き、若い人の参加を増やすためにも、中学生などの参加を仕組む工夫必要と感じた。
- ・集うことの意識が低下、顔を合わせることの大切さも伝え続けたい。
- ・参集型の学習会ができないなか、出来ることを考え取り組んでいることに敬意を表する。
- ・地区学習会では、地区外の子と地区の子の参加がある事がうれしい。少しずつでも増えたら・・・。
- ・長く学習会をされているのに、細かく、地道に、成果と課題を語られる姿勢に頭が下がる。
- ・町内学習会：社会部と地区同推の関係をどうするか？
- ・同和学習会の進め方は、マンネリと参加者減もあり、差別を解消するプログラムの必要性。差別と誇りについて。

B 同和問題学習について、自分のまわりの状況は？

- ・部落差別の学習を基本とする。部落差別が他の差別と どうつながるのか。どうつなげて

学習するか。

- ・町内学習会が 部落問題学習以外のテーマが多い。何年かに一度は、部落問題学習をする仕組みに。
- ・同和問題学習では、なぜ発言しにくいのだろう。フランクな話ができないからか、テーマにしにくい。
- ・学習を積み上げてきたのに、なぜ なくならいのか。
- ・地区でもリーダーシップによって事前研修会をやるなど、同和問題を原点に学習する
- ・学習することで 気づくことができる！！
- ・参加しない人へのアプローチをどうすべきか？
- ・若い人の参加が少ないという問題がある。高齢化していないか。
- ・若い人については、記憶に残るような同和教育になっているか。
- ・差別はダメだと誰もがわかっている。自分の中に差別の心が無いとはいえないので、言動が慎重になってしまい、重い雰囲気がある。
- ・被差別の立場の人がどう感じられる、わからない。
- ・参加者が少なくない（ということ）ので、公民館の掃除が終わってから、話し合った。
- ・続けていく意味があるのか、疑問に思うことがある。
- ・話を聞くだけ（講演会のみ）となっているので、内容検討が必要。

C 今日思ったこと、感じたことを、今後どう活かしたいか。

- ・無自覚の差別をなくすため、自分の差別意識や偏見を自己コントロールし、差別行為につなげないこと。日常生活のなかでチェックする。
- ・相手の気持ちを考えたうえで、自分の経験・自分の思いを言葉にして伝えることを大切にしていく。
- ・自分も大切。同じように、周りの人も大切。自尊感情を小さいうちに育む支援が必要ではないか。そうすれば、差別にも気づく。
- ・人権感覚がしっかりした 我が子・生徒に育てていく。自分も学び続ける。
- ・同和問題にかかわって、まずは現状を知ることからはじめたい。
- ・部落差別の学習を基本とする。部落差別が他の差別と どうつながるのか。どうつなげて学習するか。
- ・学校・地域での学びにどんどん参加していくことで、色々なことを学びたいと思う。
- ・まずは、町内学習会に参加してみる！
- ・連鎖を切る。学校教育だけにまかせない。地域の学習会を続ける。（最近、部落問題を取りあげていなかった。）
- ・間違っていることに気づく力や、正しいことを知る・考える力が、大切ですばらしいと、教育や研修の力のプラスイメージを持ちたい。 解放→みんなが幸せになれること。
- ・町内の同和学習会が多様化しているように思う。部落差別の問題をもう一度考えた方がよ

い。

- ・部落問題と同じ構造で、他の人権課題があることに気づく場をつくる。それにより、もう一度学び直そうとする。
- ・地域の人材の発掘をすすめ、身近な人の語りを大切にすることで、自分ごとになるのではないかな。
- ・知る・学ぶことから始めて、小さくても自分に出来ることを見つけていきたい。
- ・県外にいる子どもたちと話をしていきたい。自覚していきたい。
- ・今日話し合ったことを町内学習会で取り組んでいく。
- ・町内学習会では、何年に一度は必ず部落問題をテーマにして、徹底して学ぶ。
- ・学習の機会を見つけて、学ぶことを忘れずにいたい。たのしむ。
- ・実際に起きた事例をいくつか聞けました。事例をもとに自分がその中にいたらどうするか、を考える学習がしたい。
- ・差別してしまった（加害者？）に対するフォローをどうする？
- ・どう次世代に後継していくのか？
- ・PTAの研修会で学習することがあったが、久しぶりの研修機会となった。
- ・話を聞くだけでなく、個々の意見が聞けて、良い学習会でした。
- ・グループ討議することで、新たな気づきがあった。
- ・今日のグループ討議に、初めての参加の方がお二人あり、大変、今回の呼びかけは力強かった。

第4分科会 「ありのままで そのままで」

(分野)障がいのある人の人権 (形式)発表・グループワーク

(会場)エスパック未来中心小ホール (参加人数)112人

発表者 倉吉養護学校 PTA 川上 佳恵さん

「障がいって何？」

明倫地区振興協議会 吉田 綱司さん

「障がい者とともに、地域、家庭、社会性、社

会生活を築き上げるための気付きの大切さ」

倉吉市身体障害者福祉協会 福永幸男さん

「障がい者とともに暮らすために」



(発表内容)

倉吉養護学校 PTA 川上 佳恵さん

まず、私の息子の紹介をします。現在、倉吉養護学校高等部1年生に在学し身体障がいと知的障がいがあります。とても小さく生まれた息子は生後3日目に脳室内出血が見つかり、寝たきりになるかもしれない、首も座らないかもしれないと言われていましたが、ゆっくりゆっくり成長し今では走ることも冗談も言うことができるようになり、反抗期もきています。

身体的には右側の上下肢に麻痺があり、手の麻痺が強く両手で何かをすることは苦手です。また知的に遅れがあるため計算が苦手です。小学生の時は一生懸命に算数など取り組んでいましたが、最終的に電卓があれば何とかできるということで電卓の使い方をマスターしてきています。本人が前向きな性格で苦手なことをどうすれば出来ることに変えられるか、出来るに近づけることを考えて成長しています。

その姿を見ていると「障がいって何なんだろう」ということがよくあります。今回の「ありのままでそのままで、一人ひとりが自分らしく過ごしたい」という中で、家族、地域、保育園、学校とそれぞれの環境で、私はいろいろな思いがありました。

中学校からは倉吉養護学校に通っていますが、小学校入学は倉吉市教育委員会や鳥取県教育委員会から養護学校を勧められました。しかし地域の小学校に入学することにしました。理由の1つ目はありのままに過ごしていくために、この子の苦手なことや得意なことを知っていただきたい思いがあり、先入観がなく子供たちが周りの人を受け入れ保育園の延長で過ごすことができるのではと考えたからです。そして分科会の内容にある今後の取り組みとしてインクルーシブ教育という障がいの有無や性別、人種などの同じ人間であっても様々な違いがあり、それを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を尊重し合いながら生きていくことが大切だと思ったからです。

2つ目は市町村に1つは病院と連携した医療的ケア児を受け入れられる学校があり、子どもたちは地域の小学校に通いその地域での生活がよいと思いました。養護学校に通うと地域の人に知ってもらえないこと、こちら子どもたちが地域にどんな人がいるかを知らずに大きくなっていくことはお互いに助けを求め、また助け合うことができるか疑問がありました。私の選択がよかったのかはわかりませんが、地域の小学校に6年間通ったことで地域の子どもたちやその保護者が気軽に声をかけてくださり、困ったときは助けてくださる姿を見ると、地域の小学校に行かせて良かったと思うことが増えてきました。

今回のテーマを「障がいて何？」としましたが、それは障がいとはこういうもので支えてあげないといけないというものではなく、障がいの括りは何なのか、必要なのか、障がいという言葉で分けてしまう疑問が出てきたからです。障がいがあっても人助けはでき、また支えることもできます。それを学ぶ方法として教育があり、そこで支援していただき少しでも困り感を減らしていけたらと思っています。

また、誰でも支援を求めていける環境になれば、一人ひとりが自分らしく過ごすことができると思います。障がいの有無、またお年寄りから赤ちゃんまで一人ひとりを人として関わりを認めていける社会になればと思います。

明倫地区振興協議会 吉田 綱司さん

この白い点と黒い点が見えますか。実際の点字はもっと小さいですが「今日ここに、障がい者と共に生き、家庭・社会生活、障がい者の人権を擁護し、ともに学び合おう」と書いてあります。私のこれまでの生活を通して解放活動の一助となればと思い耳を傾けてくださることに感謝します。

4つに分けて、お話をします。1番目は人として、2番目は障がい、3番目は学習、4番目は解放活動です。

まず1番目の人としてです。私の妻は20歳で私と結婚しました。妻は目の疾病にかかりましたが医療技術が発達しておらず、約2年間で左眼、続いて右眼を失明しました。その間に長女が生まれましたが、妻の目の奥の記憶は娘の2歳半ばまでの姿しかありません。親兄弟、親族は理解し協力的で生活の心配はありませんでしたが、前向きに生きようとする私達に人にあらずといった言葉に心を痛めました。今まで自分たちは障がいを持ったことが悪いと思い込み、聞き苦しい言葉を浴びせられても仕方のないと諦めにも似た思いになりました。しかしその考え方は間違ったことに気づきました。声を発していかなければ何も変わらないと心の内で叫びました。「人であり、人間なのだ。」誰もが生きる権利を有する人間です。

2番目に障がいです。厳密に言えば障がいの定義づけは難しいものです。なぜなら人間の数だけ不便や不自由さを持っているからです。妻は失明から約2年は家事が基本的には何もできませんでした。自己の物理的空間感覚を身につけることに時間を要し、彼女に最も必要な点字をマスターすることに力を注ぎました。点字の読み書きは人差し指で点の位置を

探りますが、すぐに身につくことではありませんでした。生活自立への道を１歩踏み出し始めることとして２年間の盲学校寄宿生活に入りました。その間、娘は妻の郷の家ですくすくと育ち、盲学校が休みになるといつも母に会うことを楽しみにしていました。最初の盲学校の夏休み中に自宅で点字習得のため１点１点を右人差し指の第１関節の腹で体感を養う集中訓練をしました。ある時、妻が点字用紙がぬるぬるすると言い、確認すると右手人差し指の皮膚が破れ、白い点字用紙に真っ赤な血がじわっとしみ染まっていました。次に、家庭内での生活訓練です。まず始めに空間認識としてタンスのそれぞれの引き出しの中の衣類の出し入れから始めました。例えば、タンスの上から何段目の引き出しの左側の上から何枚目に赤色のシャツがあるのか。そして家庭内での生活に必要なものをすべて身につけていきました。

しかし、玄関から外へ出ると基本的な体感は変わりませんが状況は大きく変わります。足元の地形や溝の段差１つの幅や距離がどれぐらいの深さか。また道路上のグレーチングの有無や網目の大きさを確認しました。視覚障がい者は白杖持っていますが、グレーチングの中に入るとけがにつながります。道路状況や風向き、長尺看板や障がい物の有無、枝が垂れ下がっているか、交差点の状況、自動車や、自転車などを確認しました。

建物に入るときは、階段の形状、ドアの開け方、トイレの位置と和式又は洋式か排水弁の位置関係も確認しました。建物内はテーブルと椅子との関係、広さなど喫食に係る本人から見た食材の位置関係などの確認も必要でした。

私たちは空中を高速移動するものから色彩感覚を含めた多くの情報を肉眼で一瞬のうちに処理することが当然のことと思っています。しかし視覚障がい者は努力を重ねて生活をしていることを感じていただければ幸いです。

３番目に学習です。これらの「個」が受けてきた不利益が何かを学習をしていかなければ真の解放協力者にならないと考えています。人の痛みを理解するには、本人の立場に立ちその不便さを体験、体感してみる必要があります。よりよい助け合いをするために学び実践していく。

最後の解放活動です。分科会テーマの障がい者の人権を皆さんと一緒に考えてみましょう。差別解放の一番の敵は自分とは関係ない、面倒なことに関わりたくない、興味がありません。学習をしなければ誤った自己判断となり、推測で理解しようとすることは相手に不愉快な思いをさせます。何が人権差別で差別でないか、社会環境との関わりの中で社会の変化による価値感をどうとらえていくか、差別を受けている人の思いに立ちその心の痛みに寄り添うことが差別解放へと繋がります。普段から目的を持ち目標に向かってたゆまず歩むことこそが人間解放です。

ご清聴ありがとうございました。

倉吉市身体障害者福祉協会 福永幸男さん

私はパワーポイント使って話をします。まず「障がい者とともに暮らす」ということです

が倉吉市内に約 2,000 人の身体障がい者がおられます。私自身は右足がありますが、右足も使えないため車椅子の生活を送ってます。私はオートマチック車に改造装置付け、このレバーを引っ張るとアクセルが踏まれレバーを押すとブレーキがかかり、左手でアクセルとブレーキ、右手でハンドルを操作して車を運転しています。

私自身は 30 年近く車椅子バスケットを行ってきました。その中で自分よりも優れたプレイヤーになるようにと指導し生活を送っています。交流会等では小学校や中学校で車椅子バスケットの交流の講師をしています。その時にいつも心がけることは、自己中心的な物事の考え方を押し付けないことです。私が困ることのすべてが車椅子利用者が困るわけではないですが、さまざまな方向から物事を考え障がい者への理解を深めていただくこと、相手を思いやることを大事にし自分の言動に相手はどう思うかを考えてお話をしています。それがともに生きる、共生社会の一步に繋がると思います。今日の演題の「ありのままでそのままで」というそのまますを受け入れていただくことが大切だと思っています。

今年の 4 月 1 日に障害者差別解消法が改正され、不当な差別の取り扱いと合理的配慮の提供が義務化されました。障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、障がい者に対して正当な理由なく、断ってはいけない、差別をしてはいけないという内容です。(パワーポイント画面で説明) まず障がいって何だろう、この赤い服の男性は車椅子を使用している場面を見て家族はどうして付き添わないのか。この男性が歩けないことが悪い、障がい者は駅が利用できないと考えるとこの男性に原因があります。障がいのある人に問題はないことをお話をさせていただきます。

交流会等で参加者の感想文等をいただきます。障がい者に対して何もしないのはどうしていいかわからない。話を聞く前は自己中心的だったが困っている人がいた場合に積極的に声をかけたい。ある小学生はもっと勉強して、困っている人を助けてあげたい。地域の中で、段差など不便だと思ったら大人に伝えたいというバリアフリーの考え方です。また家族の人が障がい者用の駐車スペースに車を置いたところ、交流した小学生が家族にここは障がい者の人が車を置くところと言ったという話を聞きました。参加者の感想を聞き私自身も日々変わっていかねばならないと思います。

平成 2 年にけがをしましたがハード面が整っておらず外出は少なかったです。平成 3 年から車椅子バスケットを始めスポーツを通しての外出機会が増えました。私たち障がい者が積極的に活動し公共施設や商業施設で気がついたことを声に出し、お互いが納得できる範囲で改善していくことが大切だと思います。昨年、私はグランドゴルフ大会に参加しましたが、会場にスロープがなく車椅子を持ち上げてもらいました。今年も同じ会場で大会に参加しましたが斜面を切りスロープになっていました。私たちが動くことで環境が整備されていくことが大切だと感じました。

前の話に戻りますが、駅や電車は利用する権利があり階段でしか行けない構造に問題があります。誰もが利用できるようにエレベーターやスロープなどを環境整備が必要です。障がいがある人が直面する問題は歩けない人や車椅子利用者が悪いという話でしたが、よく

考えると社会の問題が車椅子の人を困らせています。今から始められる心のバリアフリーは誰もがいつでも取り組むことができます。

みんなが暮らしやすい倉吉にするために、共生社会実現に向けてここにおられる会場の皆さんが一体になれば、障がいの有無に関係なく実現は可能だと思います。

人にやさしい心を持ち、大切なものはお互いを理解し思いやる心、困っている人がいたら自然に声をかける心を持つことです。世代や性別、文化、国籍の違いを学び、お互いを理解しようとする姿勢を持つことで、困ってるその人が頑張るのではなく、みんなの協力により良い倉吉市民になれたらとお話をしました。

ありがとうございました。

グループ討議

5 グループに分かれ体験発表に対する意見交換等を行った。

〈感想〉

- ・テーマに惹かれてこの分科会に参加した。普段、こういった場以外に聞く機会がない。トイレのスリッパの話や自分らしさなど学ぶことができた。
- ・差別する気持ちはないが、どのような不自由さがあるかは、当事者や家族の話を聞いてみないとわからない。
- ・障がいがある家族がいる。10年ほど経つが何に困っているかわからなかった。これを機会に改めて話を聞いてみたい。
- ・関わり方が自分中心になってしまう。偏見や色々な思いがある。
- ・障がいがあること（車椅子）を考慮し、平屋に居住している。公共の施設を建てる時のように相談できれば。
- ・昔、子どものクラスに障がいのある子どもが運動会などのイベントの時だけ来ていた。一緒に関わっていくことは、他の子にとってもよいこと。
- ・今日はとても考えさせられた。自分たちも何かしていくことができれば。家族で話をしてみたい。
- ・地域や学校の幼少期から関わっていくことは大切。障がいのある子の長所短所を見いだし、周囲は当事者の立場に立って考える必要がある。
- ・無意識に偏見を持っている。相手を意識せず不快なことを言っている。
- ・例えば、車椅子の人が坂を上ろうとしているとき、後ろから押してあげるのかどうか。他人ごとのようにみてきたが、地域で変えていき、住みやすい社会になればよい。
- ・普段の生活の中で困っている人はある程度わかるが、目に見えない部分はわからない。
- ・子どもに障がいがあり、地元の小・中学校に通ったが、高校は養護学校に行った。今は仕事で任せてもらうこともあり、気持ちよく働いている。今後も少しずつ外の生活で自立させていきたい。
- ・保育士をしているが、知的障がいや発達障がいがある子どもも親は通常の就学を希望が多

- い。発表を聞いて、「障がい」という括りが必要かと考えさせられた。
- ・「高齢者には優しく」という思いでバスで高齢者に席を譲ると「私は大丈夫」と断られる。高齢者と一緒にすることがよくないのかもしれないが、少し手助けが必要な人の見分けができれば手を差し出しやすい。
 - ・昔は心ない言葉があったが最近はメディアでの差別表現が見受けられる。親から子へ正しい知識を伝えることも大事だが、自分から知ろうとしていかなければならない。
 - ・障がいのある人の表情を察して声をかけてもらえると助かる。例えば、スーパーマーケットで高い所のものを取ることに、車まで荷物を運ぶこと。
 - ・知的障がい者など、外見から分からない人の支援もしていく必要がある。
 - ・知らないと分からないことが多い。障がいがある人とふれあうことが少ないため勉強したい。
 - ・特別支援学校は明るく行きやすいので利用してほしい。障がいのある人と同じ学校になると、動揺する子どももいる。様子を知り偏見をなくしてほしい。
 - ・昔はおおっぴらにという感じはなかった。今は知ってもらおうという考え方が広まっている。知らないまま大人になると、誰かに助けてほしい知ってほしいと思っても声に出して言えない、周りも助けてよいかと気を遣う。社会の問題として素直に助け合いをしてほしい。
 - ・障がいのある人を見かけると、何かしてあげないといけないと思うが、一人でできるという自尊心を持った人もいる。お節介との加減が分からない。声をかけてみないと分からない。
 - ・我々が変わっていくこと、一人ひとりに合わせた合理的配慮が大切だと思う。
 - ・障がいのある人が生活の中で直面する不便さを理解できていないことに気付いた。
 - ・相手の背景、障がいの有無に関わらず、考えて行動することが大切だと思う。
 - ・どうしてよいか分からないから声をかけないとか、知らないふりをするのはだめだと思った。自分を変えていかないといけない。
 - ・精神の障がいなど感情のコントロールができない方を前に、子どもを関わらせないように、町なかでも遠ざけることがあった。自分の中の偏見に気付くことができた。
 - ・外に積極的に出て行くことで交流を深め理解も深まる。大人も子どもも同じ。
 - ・印象に残ったのは、障がいはくくってしまうものではないこと。一人ひとりが生きやすい、暮らしやすい地域社会を作っていくことが大切だと思う。
 - ・障がいのある人が抱えていること、困難に感じていることを理解して、社会に出て行ける環境を整えることが大切だと思う。
 - ・知ること、知ってもらうことの大切さを感じた。知ってもらうことで、不安が取り除かれたり、困難なことでなくなる。知ること、自分の偏見や誤った理解に気付き、それらを改めることができ、自分にできることを考えられる。
 - ・困っている人がいたら積極的に声をかけて助けてほしい。

- ・「障がいがあるからといって、多くを諦めたくない」という言葉が印象的。

〈設備等について〉

- ・学校のスロープや身障者用トイレ、駐車場、避難所など施設整備が不十分。
- ・多目的トイレのスリッパの位置など、聞いて初めて気づくこともあった。
- ・最近ではUD タクシーも増えている印象。ハード面だけでなく、ソフト面の充実が必要。

〈家族の障がい〉

- ・母が車いすを使っていて介護者として行動することが多い。店舗などで周りの方がいすを移動するなど、気遣ってもらえることも増えた。一方、コンサートなどは主催者側の対応として、理解してもらえる機会が増えればよいと感じる。
- ・身体が不自由だと運動不足になりやすいためスポーツの機会が増えるといいなと思う。ホームページ以外にもアクセスしやすい方法で情報提供があるとよいと思う。
- ・家族が小学生の時に発達障がいがあることが分かった。初めは言葉の遅れ、コミュニケーションの難しさ、精神的に不安定など家族も向き合うことができなかった。家族で話し合い本人の話を少しずつ聴きながらゆっくり話をし、会話ができるようになった。本人は計算ができない、人付き合いが苦手など、目に見えない葛藤があったと思うが、成長を家族で支えた。特別支援学校では、先生に相談し友だちができるなど変化があった。周囲と連携を取り就職することができたことに感謝している。今は、仕事で周囲の人たちとも少しずつ話ができるようになり焦らず支えることができて良かったと思う。家族は、逃げずに正面から受け止め、接することが大切だと思う。一方、地域の人には言いたくない、知られたくない気持ちもあった。障がいがあることを恥じるのではなく、本人が自分らしく過ごせるよう周囲が受け止めること心を開き知ってもらうことが大切だと思う。
- ・父は高齢で認知症のためトイレ、食事等の世話が必要でデイサービスに行っている。家族のことは個人情報だからと閉ざされる方もあり、なかなか難しい面もある。
- ・高齢の母を介護している。認知症があり、補聴器を装着し車椅子で外出している。地域との関わりは防災意識のプラスにもなり大切である。

〈地域の助け合い〉

- ・自治公民館長として初めて支え合いマップの作成に取り組んでいる。災害に備え社会福祉委員や防災部の協力を得ながら、障がい者に限らず、高齢者もいっしょに支援していく取り組みを進めている。町には高齢世帯が多く、お年寄りがお年寄りを支援することになりがち。若者に協力してもらいたい、日中仕事をしている人が多い。誰がどのように支援するか検討課題。
- ・私の住む地域には町内マップがあり同じく高齢世帯が多いが、若い人（家族）の連絡先や、疾病の状況など共有している。日中と夜間で対応を分けている。

<就学>

- ・周りから見て明らかに落ち着きがないかなというお子さんがおられた。そのご家庭は、お子さんを特別支援学校に通わせることに躊躇しておられる様子だったが、実際通われてみると、それまで大勢の中のひとりだったのが、1対1で寄り添ってくれる。お子さんの顔が落ち着いた表情になられ、ご家族も感謝されている。素直な気持ちで特別支援学校をすすめてもよいのではないかなと思う。良さを知らないから偏見があるところもある。特別支援学校が切り離されているわけではない。知ることが大切。
- ・子どもの同級生にアスペルガーの友だちがいる。一緒に学校生活を送ることで、障がいについて知ることができている。
- ・学校は少しずつ環境が変わってきている。一人ひとりが安心して過ごせる学校作りになってきている。
- ・学校は支援が必要な子どもの課題がクラス全体の課題でもあった。相手を知ることが、お互いを助け合える関係性作りになる。
- ・鳥取県も、小学校で医療的ケアが必要な児童を受け入れるように変わってきている。
- ・本人の意志で就学を決められるのがよいが、最終的には親が決めなければならない。

<就労>

- ・障がい者雇用の受け手の事業所として、その人らしく働ける体制が整えられているかどうか。コストがかかる点では大変だが一人ひとりが活躍できるよう考えていきたいと思う。
- ・就職できても差別を受けたり、理解してもらえず作業所に戻ったり、困難も多くある。継続して働くことができるように、一人ひとりの個性を理解し、配慮していくことが大切。
- ・精神疾患のある人の労働について、定着率が低い。職場の理解が得られない。雇用率が良くなったと言われているが実際は違う。

第5分科会 「さまざまなハラスメントを知ろう」

(分野) ハラスメント

(形式) 研修・グループワーク

(会場) エスパック未来中心セミナールーム 1・2 (参加人数) 36 人

(はじめに 講師より)

- ・ ハラスメントはある本には50種類、別の本には70種類あるとされるように、とにかく色々な種類があり、だんだん増えてきている。
- ・ ハラスメントはもはや遠い世界の話ではなく、一人ひとりの身近にある問題である。

1 ハラスメントとは

- ・ 労働政策総合推進法に規定があり、職場の中で規定されてることが多いが、家庭・地域の中にも存在する。
- ・ 厚生労働省による定義「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、言動、行動で業務の適正な範囲を超えるもの」「精神的・身体的に苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為」

→①力関係を使って、②業務の適正な範囲を超えて、③相手にダメージを与えること。

この3つに当てはまるものがハラスメント。

→その結果、仕事に戻れない、就業ができない状況に追い込んでしまう。

- ・ ハラスメントを回避する、ハラスメントにならない関係性を作っていくことが大切。
- ・ ハラスメントを受けた人達が団結して立ち向かうという事例は少なく、多くの場合は一人でハラスメントに耐えたり、その環境から離れることになる。

2 ハラスメントに関わる法整備

- ・ 企業や団体向けに策定されており、罰則規定があるため、企業はハラスメント防止の取り組みを進めている。

- ・ 一番多いのはパワーハラスメント。

・ 職場のパワハラ6類型：身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害とされ、典型的な例とされている（法的な定義ではない）。

→これは職場の話だが、家庭・地域に置き換えてみても優位性（＝力関係）はあり、例えば、「多数と少数」「男性と女性」「大人と子ども」「技術・スキルの高い人とそうでない人」

→力関係は必ずしも悪ではないが、力関係を使って相手を攻撃することは許されない。

→だからこそ、自分にどんな力（優位性）があるかを知ることから始めて、その力を背景にした表現の仕方がハラスメントになるかならないかの線引が肝心。

- ・ どんな理由があってもハラスメント行為はNG。ところが、ハラスメント加害者（ハラッサー）はハラスメントの理由をハラスメント被害者（サバイバー）に求めがち

で、例えば「この人は何回言っても、何を言っても、言うこと聞かなかった、同じ間違い・失敗を繰り返した」などと言う。

→しかしこれは、ハラスメント行為自体がNGであることから、ハラスメントの理由にはなり得ない。(ハラスメント以外の方法で対応することが可能だから)

- ・最近よく言われるようになったのがモラルハラスメントで、言葉での暴力。
- ・マタハラ、パタハラ：(例えば企業で)「育児休業は構わないけど、長期間休まれるのも問題なんだよね・・・」というような圧力や退職勧奨
- ・セクハラ、アルハラ、ジェンダーハラスメント(「男なのに・女なのに」という言動)、カスハラ(顧客からの行き過ぎた要求)、リモハラ(リモートワーク中の自宅の様子を批判する)、コロハラ(コロナワクチン未接種者へのいやがらせ)などある。

→これらに対して「なんと過激な・・・」という思いを抱くかもしれないが、こうしたハラスメントが、ハラスメントと気付かないものも含めて、数限りなく私達の周りにある。

3 ハラスメントのギャップと対応のヒント

- ・どこからがハラスメントに当たるかは一人ではジャッジしにくい。

→これはハラッサーにとっても同じで、ハラッサーに「それはハラスメントではないか？」と問うと99%「そんなつもりはなかった」と答える。

- ・ハラスメントを受けた時の対応で一番いいのは「そういったふうにされるとつらいのでやめてください。」と直接言うこと。

→しかし、上司に向かってはなかなか言えないので、サバイバーは黙ってしまうことが多い。

→次善の対応としては、「記録しておく」こと。あわせて、相談窓口(自分が困ったときどこに行けばよいか)を自分で調べて知っておく必要がある。

- ・ハラスメントの相談を受けたら、決して相談者を否定せず(否定することは二次被害に繋がる)、職場の中を風通し良くするためのきっかけとして、初期の段階で対応し、状況、意思確認、表現の整理をする。この際、相談を受けた側は一人で受け止めようとせず、必ず複数人で対応する。

- ・ハラスメントかどうかのジャッジを急がない。サバイバーは何がよかったのか、何が嫌だったのか客観的に整理する。サバイバー、ハラッサーどちらも孤立させないことと、問題を深刻化させないことを第一に考える。

→間違えてはいけないのは、目的は「ハラッサーに反省を促し、ハラッサーを変えようとする」ということではないということ。ハラッサーはハラスメントの自覚がないため、ハラッサーへの働きかけは効果がない。したがって、優先されるべきことは「苦しい思いをしている相談者の環境や全体の環境を変える」こと。

4 グループワーク（※ 第5分科会 グループワーク用ワークシートを使用）

「どんなハラスメントもしない・させないために自分にできること」参加者の意見

- ・傍観者にならない
- ・ハラスメントに対する理解を深める
- ・相手を思いやる言葉遣い
- ・普段からのコミュニケーション
- ・相手の考えも聞く

（おわりに 講師より）

ハラスメントを受けた側が改善をする、或いはハラスメントした側が反省をするっていうのはすごい時間がかかります。しかも、「私ハラスメントを受けました」って言ったら、即座に「それはハラスメントですね」ってなるわけではないので、これは周辺の人たちがどういうふうにその人たちの関係性や状況を把握するか。把握した上で、どういうふうに改善していったら、この環境が変わるかっていうことです。なので、ジャッジするのが、そもそもの周辺の人たちの役割ではなくて、「どういうふうにしたらしんどいよ」「したかどうかわかんないけど、したって言われたんだけど、ちょっとよくわからない」っていう人たちを含めてですね、どういうふうに改善していったらこの職場や地域や、家庭が改善するかということを考える。それが近道というか、早い段階で改善の方に向かう手法なんだと思うんですね。

一人一人がその環境の中で、役立ち感とか生きてるっていう達成感とか、そういったものが得られれば、ハラスメントが起きにくいと思うんです。ところがハラスメント、起きてしまうんですね。なので前段として、一人一人がエンパワーメント、つまり自分の力を発揮できる、本当はこれだけの力があるのに、私は職場に行ったらしゅんとなってしまうて動けないとか、誰々に何か言われたらもう動けないとか、おうちの中でもそうです。本当はできるけど、しなくていいって言われる、役立ち感がないとかっていうこともあるかもしれません。「あなたはハラスメントをした人」「あなたはハラスメントされた人」ってジャッジするのが目的ではないです。なので今日の研修は、私たちが普段から何ができるかっていうところが大きなテーマだったと思うんですね。

コミュニケーションには、よく言われる「Iメッセージ」、例えば、あなたの失敗が・あなたがこういうふうにしたから・あなたがこんなふうな・あなたがこうやって・・・「あなたが」、これは「youメッセージ」ですね。「Iメッセージ」は、「私は」こう思うと。私がこんなふうにしたときはこんなだったんだけど・私はこういうふうにしてもらったら助かるんだけど・・・「私は」ですね。しかしIメッセージであっても、伝わらない人にはと伝わらないんです。残念ながら、すれ違ってる人にどうしてもこの同じ目線で、同じ立場で話し合うと思ってもここはやっぱり難しいですね。

それからもう一つ、「アサーティブコミュニケーション」というのはご存じでしょうか。多分ご存じの方たくさんいらっしゃるかもしれませんが、お互いを大事にしたコミュニケーションっていう言い方をします。ハラスメントって横文字がすごく多いんですけど、要は「お互いを大切にした会話」です。

双方向のやりとりが初めてコミュニケーションになるので、コミュニケーションっていうことを意識して、伝えたいことは伝えないといけない思うんですが、いくら上司あっても、ハラスメントと言われたら困るんだけど、伝えないといけないことは仕事上伝えないといけないんです。客観的に伝えたいことだけを伝えます。

「あなたがいつも失敗するからこれだけやっというてね」っていうのは違いますね。なので伝えたいことが何なのか、それに対して相手がわかったのかわかってないかです。わかっていなければちゃんと聞ける関係性を作るっていうことです。つまり、わかってないのにもかかわらず、「ちょっと質問しにくいな」「今言われちゃったんだけどこれでちょっと口答えになっちゃうかな」みたいな、そういう環境そのものがハラスメント生みやすい環境になってしまっています。「自分はこういうふうと思うんですけどどうですか」「違うよ、そうじゃなくて自分が言いたかったのはこういうことなんだよ」って言ったら、「あ、そういうことなんですか」っていう、こういうやりとりですね。こういうやりとりが基本的に大切になってくるのではないかなっていうところですよ。

もう一つ、ハラスメントに近いところで、よく「腹が立つ」いわゆる「カチン」とかありませんか。私はあります。この、カチンとくるとか感情とかっていうのは悪いことではないですよ、人間だから。それを表にどういうふうにして出すかが問題です。自分が腹が立ってるなと思ったら、「1～2分ちょうだい」って言ってその場をちょっと去るとか、ちょっとコントロールする。相手は変わりませんから、ご自分をコントロールする、ちょっと時間を置く、ちょっと場を離れるとかっていうことで、「ちょっと時間を置いてもらったけど、さっき言いたかったのはこれこれだよ」って言えるような、そういったこのチェンジの仕方。怒りを沈めたり、怒りを我慢するっていうことではないです。

よくアンガーマネジメント研修とかもあるんですが、アンガーマネジメントそのものは、怒りを我慢するわけではないです。そういった感情を自分で整理していくっていうことです。それがすごく大事というふうに思います。

それから、ハラスメントに行かないための前段のところでは私たちができることがいっぱいあって、まずちょっとしんどいっていうのなら、何がしんどいんだということを整理する必要があるんで、しんどいって言った人を1人にさせない。「一緒に考えよう」「何がしんどいのか」そういうふうな状況で、あなたがこういうときにはこんなふうにしんどくなるんですねっていうことを整理する場、時間が必要だと思います。相談者は感情的になっていることがすごく多いので、それをちゃんと整理していただく人が必要というふうに思います。

ハラスメントする側の人たちは気づかないことがあると。「私はそんなつもりではない」

って言う。そういう状況の中で、「あなたはハラスメントしましたよ、改善してくださいね」って言ってもなかなか難しい。これも一人にさせない。どうもそういうような状況のようなので、これも一緒に考えるんです。職場を、或いはその環境を生活しやすくするにはどうしたらいいか一緒に考えよう。

ハラッサーのほうも一緒に、孤立させないというようなことがすごく大事なかなというふうに思います。

皆さんには、自分の周りにはこんなにしんどさがいっぱいある世の中なんだっていうことをわかっていただいて、その上で、自分ができることがあるかもしれないと考えていただきました。皆さんの力は「一緒に考える力」なので、その人の明確な100%の解決にならなくても、ともに考える人がいるだけで違うんです。その位置にまず立っていただくような、一人一人になっていただけたらありがたいなというふうな思いです。

第5分科会 グループワーク用ワークシート

○14:00～14:05 ワーク1(※個人ワーク)

下の2つの質問について、自分の考えを書きだしてみましょう！

＜質問1＞講演で学んだ中で、身近にあると思われるハラスメントはどれですか？

＜質問2＞質問1で答えたハラスメントは、なぜ起こると思いますか？(ハラスメントの背景を考えましょう)

○14:05～14:15 ワーク2(グループで共有)

- ・個人ワークで書き出した内容をグループで共有しましょう。
- ・共有できたら、共有した＜質問2＞の回答を参考にしながら、「＜質問1＞のハラスメントをしない・させないために気をつけるべきこと」をふせんに書き出してみましょう。

裏へ続く

○**14:15～14:30 ワーク3(グループでのまとめ)**

- ・ワーク2で書いた付箋を、似た内容ごとに分類して模造紙に貼り付けましょう。
- ・分類できたら、「どんなハラスメントもしない・させないために自分にできること」を1つグループで考え、模造紙に書いてみましょう！

○**14:30～14:40(全体に共有)**

- ・グループで考えた「どんなハラスメントもしない・させないために自分にできること」を全体に共有しましょう！

集会アピール

ぶらくかいほうけんきゅうだい かいぐらよしししゅうかい
部落解放研究第52回倉吉市集会は、

「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざして」～多様な人権課題を通し

て、人々がつながり合うことの大切さをあらためて考える～

を研究 主題に、日々の暮らしの中にある人権課題に気づき、普遍的な権利である基本的人権の尊重

に理解を深め合い、家庭や地域等のつながりを強め、課題解決へ向けて自分にできることを確認し合いました。

この集会をとおして改めて部落差別が存在していることに向き合い、人権教育・啓発活動の大切さを認識しました。

私たちは、部落差別をはじめとする様々な差別解消の取り組みに学び、地域社会で起こっている

人権問題を自らの課題として、家庭や地域、職場、保育・教育の場でいかなる差別や人権侵害も許

さない行動を実践していかなければなりません。

私たち市民一人ひとは、つながりあい、自らの力で、市民と行政との協働による「第6次

倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」をめ

ざして、人権の学びを日常生活に活かしながら行動しましょう。

一、家庭、地域、職場、保育・教育の場で、人権学習に進んで参加し、実践の輪を広げます。

一、差別をなくすために、積極的に行動し、身のまわりにあるあらゆる差別行為や人権侵害をし

ない、させない、許さない運動を進めます。

一、家庭、地域、職場、保育・教育の場で、一人ひとりが互いを大切にし、尊重し合い、個性と能力

を発揮しあえる、心豊かに暮らせる、安全で安心なまちづくりをめざします。

2024（令和6）年8月18日

ぶらくかいほうけんきゅうだい かいぐらよしししゅうかい
部落解放研究第52回倉吉市集会

編集・発行：倉吉市市民生活部 人権政策課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253-1

電話 (0858) 22-8130 F A X (0858) 22-8230

倉吉市ホームページ <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

メールアドレス jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

本講演会記録の複写・転載を禁止します